

鈴木重胤 戸幕の柱の淡路
 榎舎と號す又
 の後姓を平田
 越後を慕ひ等
 赴く其の内に
 地に神尊皇各
 の思想を弘講
 つて、江戶に
 義、日本書紀
 傳等、著
 生、文化九年
 歿、五十二歳

存する伊勢坐天照大神の大前に白す所の辭別の文や、六月十二月の晦日に用ゐる大祓詞などは、今も尙世人の深い注意を惹くところである。此の祝詞式に見える祝詞は、續日本紀に傳へる宣命と共に、我が上代の祭祀や敬神觀念は勿論、我が固有の國體觀念生活意識等を示す貴重な文獻であり、又、後世永く祝詞の軌範として尊重せられるものである。近世に至つて其の研究が進み、國學の泰斗賀茂眞淵の「祝詞考」、鈴木重胤の「祝詞講義」等の大著が相次いで世に出てゐる。

大祭に際しては、神宮には皇大神宮並に豐受大神宮に五色縮白絹、錦木綿麻の御幣物等が奉納せられるのであるが、官國幣社及び指定せられた府縣鄉村社に於ける例祭及び祈年、新嘗の兩大祭には、一定の神饌幣帛料が供進せられるのである。護國神社も亦府縣社に準じて行はれる例である。官國幣社の場合に在つては五

色縮木綿麻等の幣帛を供進せられる場合の品目も一定してゐる。幣帛は神祇に奉獻する物の惣稱で、國語にみてぐらといひ、安幣帛の足幣帛とも、宇豆の幣帛或は大幣帛とも稱へ申してゐる。みてぐらとは蓋し充座の義で、物を据ゑ置くべき机案に充たして十分に供へ上るところから發生した語と思はれる。それ故、千座の置座に置き足らはしてなどといふ語も存する。従つて御饌、御酒、魚、鳥、野菜、布帛、兵器等も、凡べて神前に供へ奉るものは皆幣帛であるが、後世、一般に幣帛は布帛を指し、飲食に屬するものは専ら神饌と稱することとなるのである。

神前に供へるものに玉串と稱するものがある。神明に敬意を表するため、古へから行はれた一種の幣帛で、神の枝に木綿又は絹を著け、後世は専ら紙の垂を著けて神前に奉奠するものである。神に上るもの故、特に太玉串とも申した。上古眞榊に鏡と玉と、又

白幣帛青幣帛や劔などを取懸けて、神に上り、或は神を迎へた太玉申の遺風とも見られる。たまぐしといふ語は、一般に宣長の「古事記傳」の説に従つて手向申の約つたものであらうと云はれてゐるが、又、玉を著けた申の意であらうとの説もある。「萬葉集」には竹玉を多く貫垂れたと思はれる歌が見える。玉申はまた玉籤とも書き、其の奉奠は神祇祭祀上、重要な一作法となつてゐる。

神社の祭祀に奉仕する神官神職の服制に關しては、大正二年三月、内務省訓令を以て、其服裝規則が發布せられ、其の服裝を分つて正装禮装常装の三種とした。正装といふのは衣冠を着用するもので、天皇三后皇太子皇太孫の御參拜あらせらるゝ時と大祭の時とに之を用ゐる禮装は齋服を着用するもので、中祭の場合に之を用ゐる常装は狩衣又は淨衣を着用するもので、小祭日拜等に之を用ゐるのである。之が祭祀の場合に於ける神官神職の服裝に關する

神社參拜

原則である。

神を齋き祀り、神を敬ひ拜むことは、日本國民の尊長を崇め、靈威を畏む至誠の表現であり、日本古來の自然なる風習であるが、皇室



熱田神宮に於ける毎一月一日の參拜者

た所である。

神社の參拜は日本國民の眞心の欲求であり、正しい國民生活の

の御敬神は、申すも畏く、殊に明治以來、至尊親しく玉歩を社頭に運ばせ給ふことは、年ごとに繁く、國民の齊しく感激し奉るところである。國民の神社參拜も亦實に淳風美俗の粹であつて、中世以來、參拜作法に關する傳授の重んぜられてゐるのも、一つは其の至誠を表明し、其の祈誓を貫徹しようとする熱意の然らしめ

神社の設備

自然の姿である。それは實に我が國體と日本精神とに對する神社と國民との關係から來る當然の在り方であつて、我が國民としては、神社參拜を意義あらしめ、又此の美風を益々助長すべく、其の心がまへを愈々深くしなくてはならない。

神社に參拜するには、先づ其の心を清くし直くすることを怠つてはならない。社頭即ち神の廣前に參るに當つて、最初に神域若しくは境内に入る。境内の入口には大抵鳥居が聳えてゐる。そこから參道になつてゐる。神社によつては可なり高い石燈を登る所もある。參道の兩側に或は松並木の高く聳える所もあり、若しくは社側林の樹々の緑の色深い所もある。鳥居が程よく距離を置いて、一の鳥居、二の鳥居、三の鳥居と續く神社もあり、又社頭に追々近く石燈籠の立並ぶ所や、拜殿間近く唐獅子や狛犬の据ゑてある所もある。參道から境内のいよゝ、神聖な區域に入るあ



居鳥ノ一・社神彦彌〔右〕
橋神・社神山荒二光日〔左〕

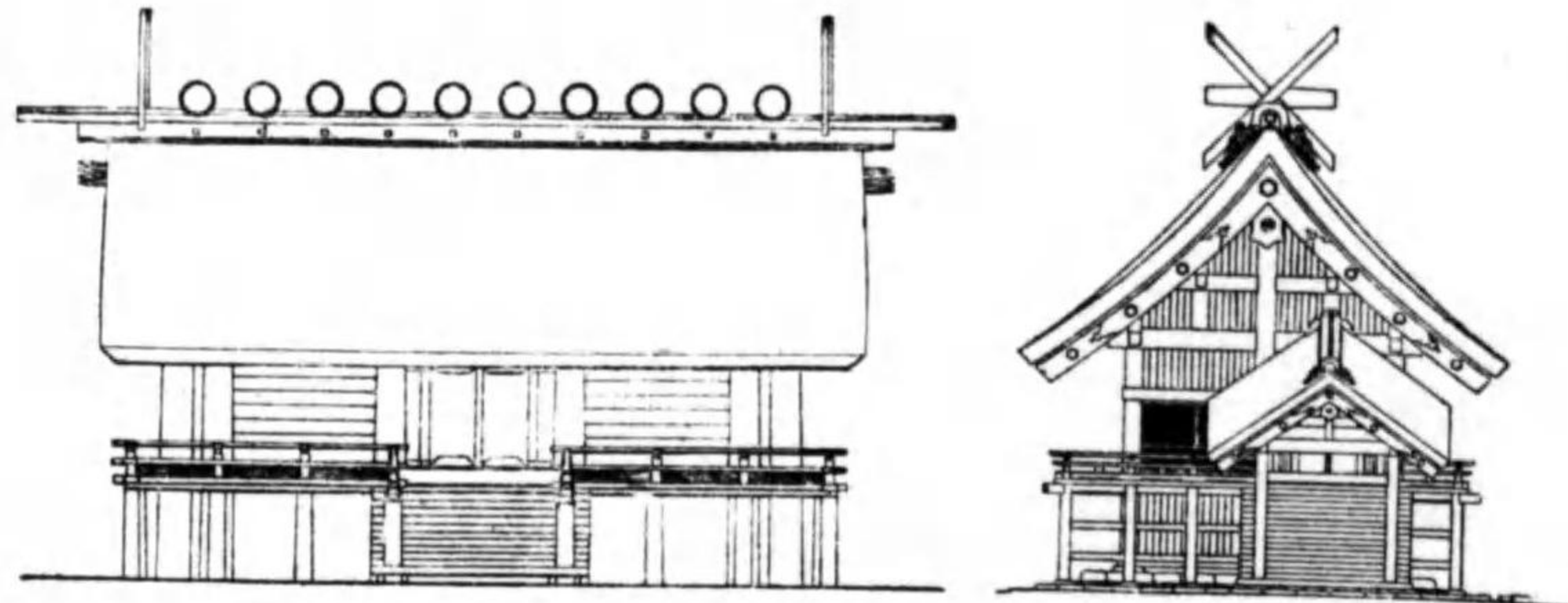
たり、樓門や廻廊の構へられた神社もある。其のあたりに大抵、社務所が設けてある。樓門近く手水舎や祓所や神樂殿や額殿などの建てられてゐる神社もある。更にそのやうな神社の拜殿中門幣殿、本殿と奥深くなるにつれて、程よき距離に神饌所、玉垣などが設けられてゐる。拜殿や本殿即ち神殿などには釣燈籠や狛犬の飾られてゐるものも多く、社殿の屋上には數本の鰹木が横はり、其の棟の兩端には搏風(千木)が交叉されて奥床しい神々しさを添へてゐる。かやうな殿舎の構造を遠い古へから、底つ磐根に

ある。鳥居は正に日本國家を代表するものだ」と語つたと云ふことが見えてゐる。神社を奥にして、蒼い樹木の間に見え立つ鳥居はやまと心の一表現として、神々しくも、又ゆかしい建築である。此の鳥居を神門とした神社全體の構造も、その本殿を中心とした一々の建築も、日本精神を基調として、神々を千木高く齋き奉る神殿として誠に相應はしい日本的な表現である。

鳥居には神明鳥居、鹿島鳥居、春日鳥居、明神鳥居、八幡鳥居、稻荷鳥居、四脚鳥居、兩部鳥居、また、雙指鳥居ともいふ、山王鳥居、三輪鳥居等種々の形式がある。それらは大抵、其の神社の社殿の形式と相應して建てられるものであつて、自然、由緒の舊い大社には一社特有の形式を存するものがある。社頭や參道に左右相對して立つ燈籠も亦、神域に雅致を添へるものであつて、其の傳來も古く、其の種類も多いが、春日燈籠は最も普通の形式である。鳥居に木材や石

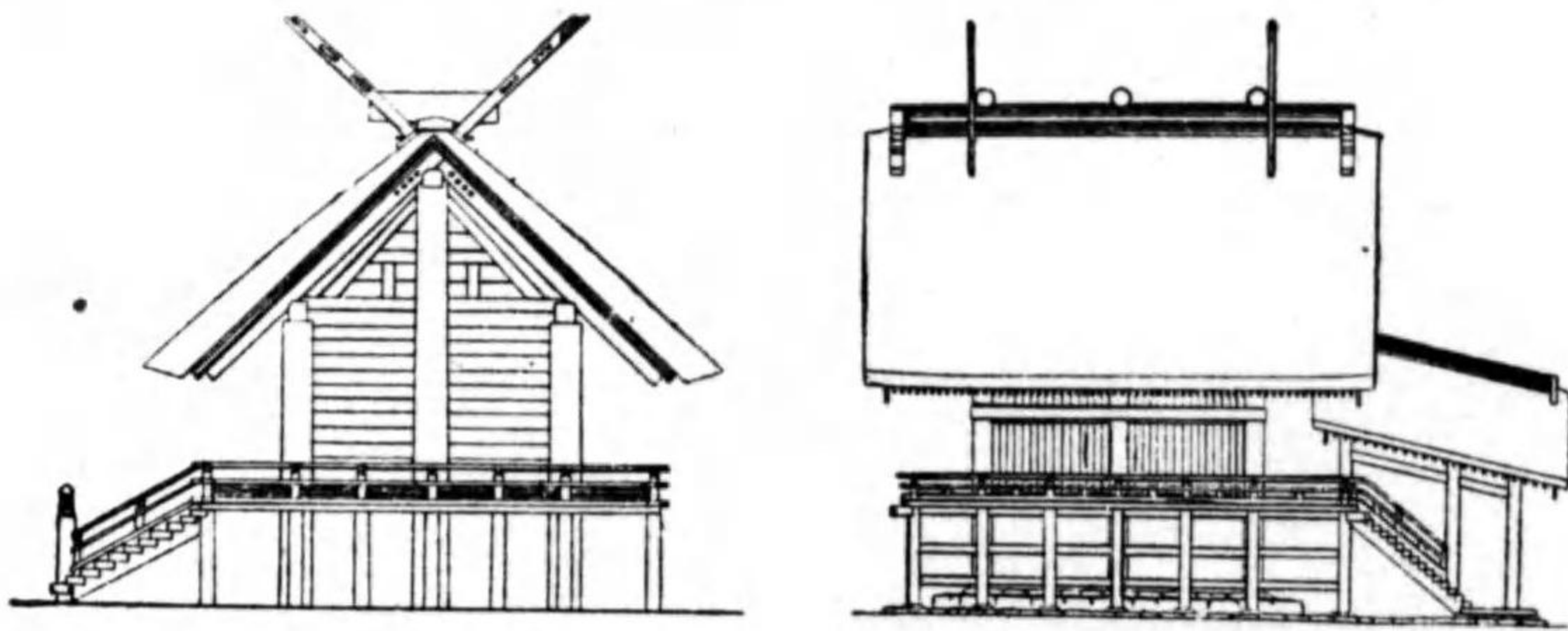
材が用ゐられるやうに、燈籠にも石燈籠、金燈籠、木燈籠等の數種がある。而して奈良の春日神社や安藝の嚴島神社や日光の東照宮などの燈籠のやうに、殊に人目を惹くものもある。鳥居や燈籠は神域に氣高く明るい風趣を添へるものであるが、其の神域の中心たる社殿にも亦、大社造、神明造、大鳥造、住吉造、流造、春日造、八幡造、日吉造、聖帝造、及び權現造等種々なる形式が發達して、よく神明の御稜威を發揚し奉つてゐると同時に、又自ら我が國體の精華を表現し、日本精神の特質を具體化してゐるものがある。

(一) 式様の殿本



面正造明神一唯

面正殿本・社大雲出

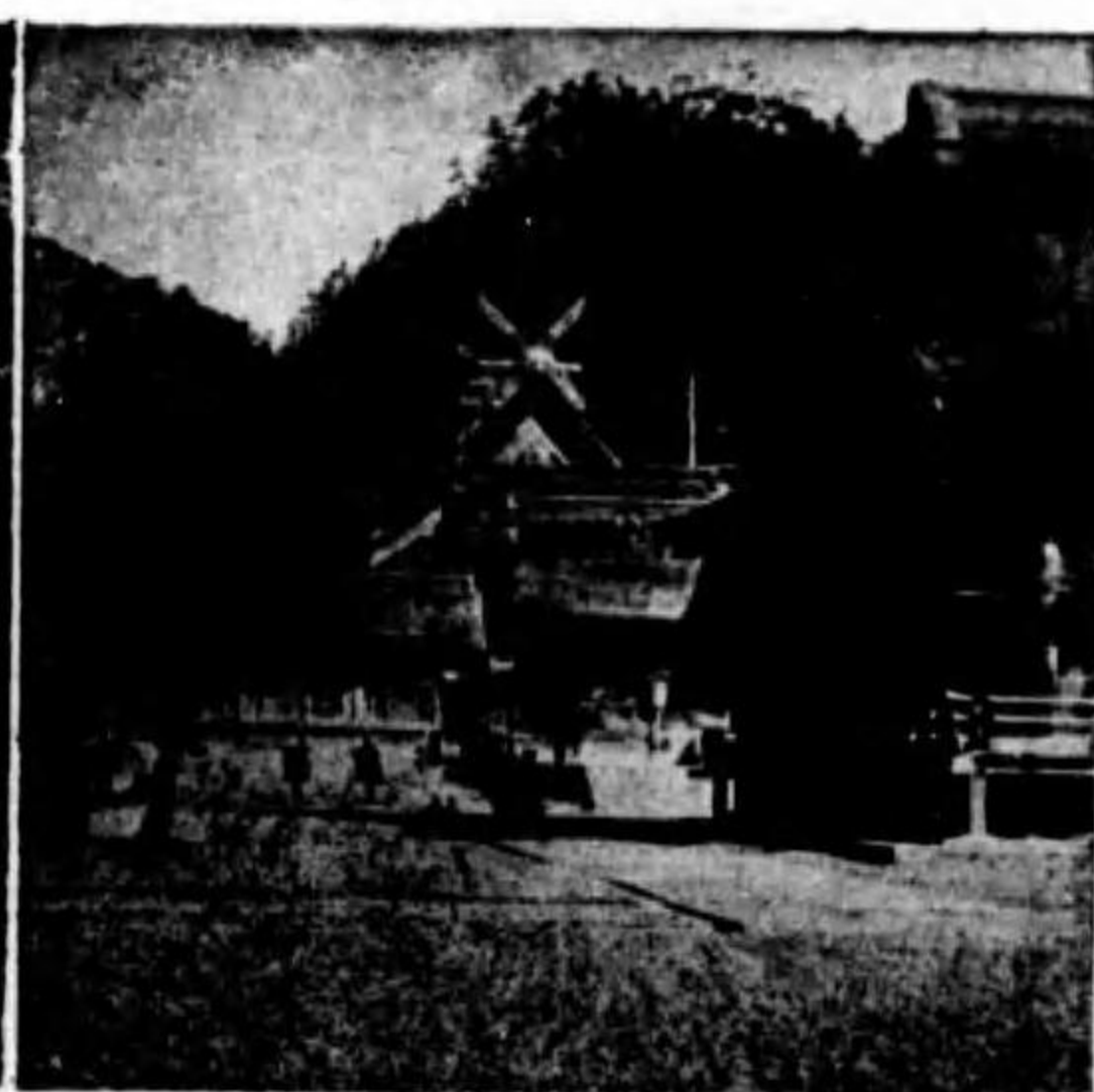


面側造明神一唯

面側殿本・社大雲出

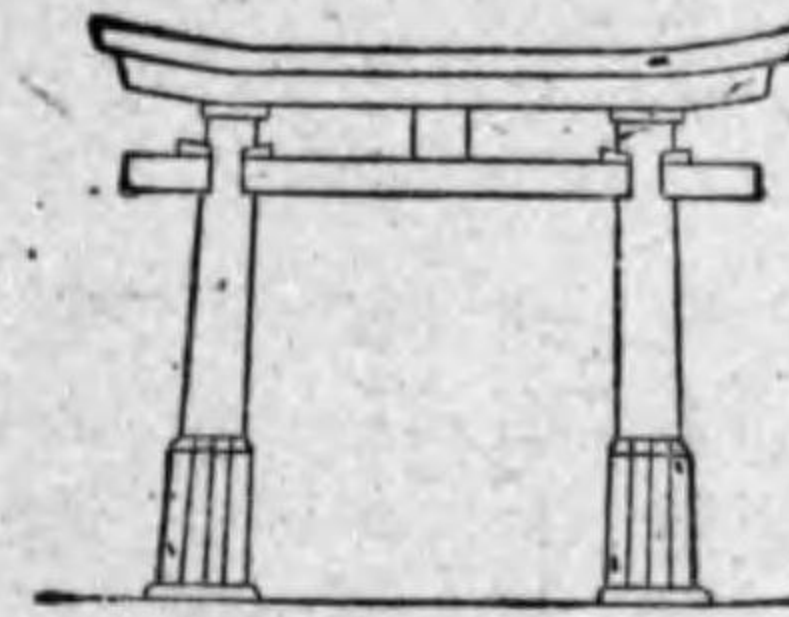


宮神大皇

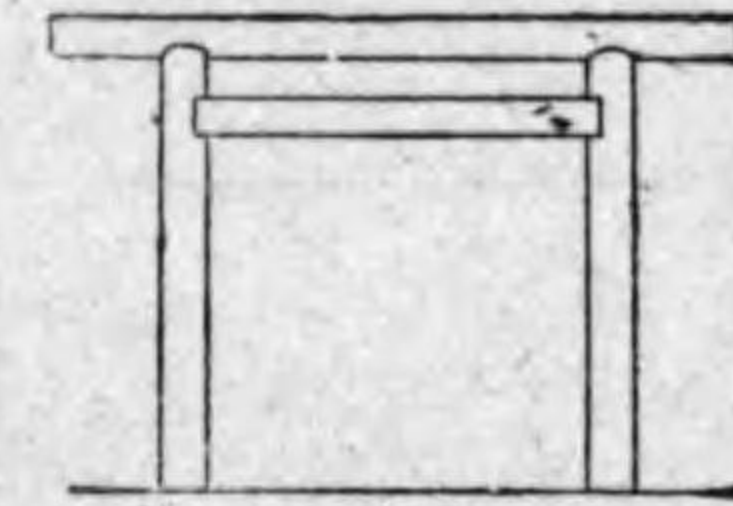


社大雲出

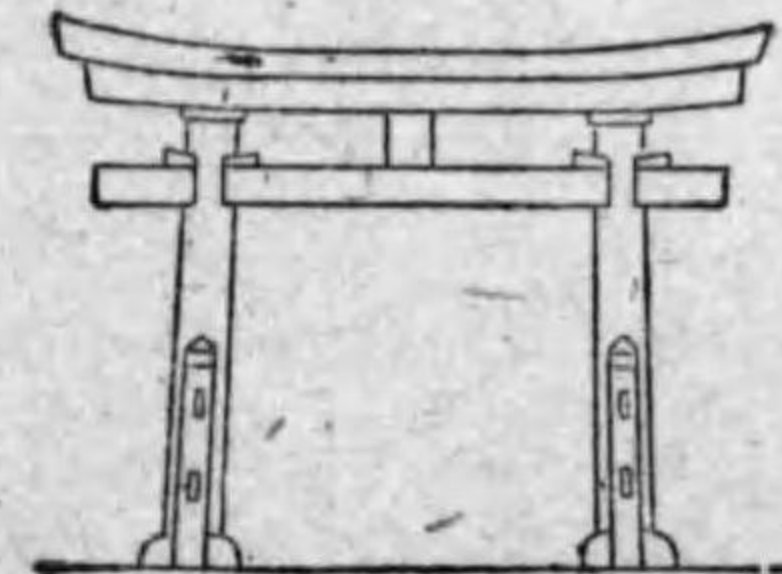
式様の居鳥



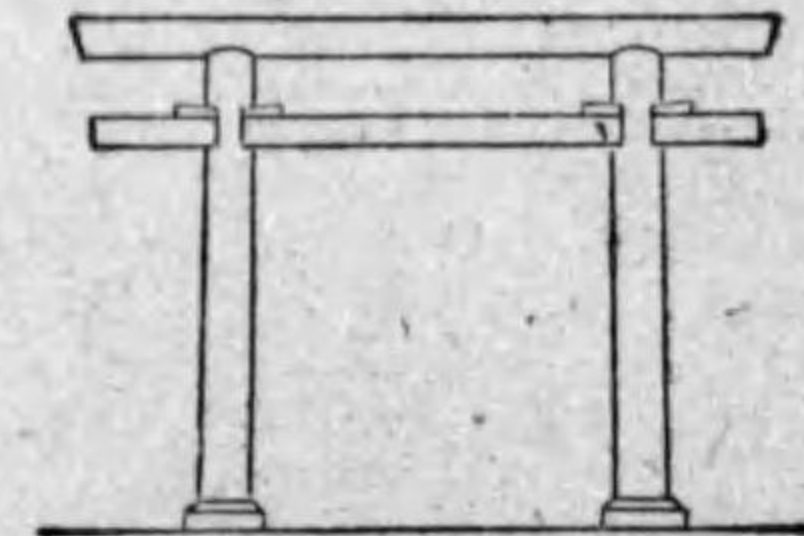
居鳥荷稻



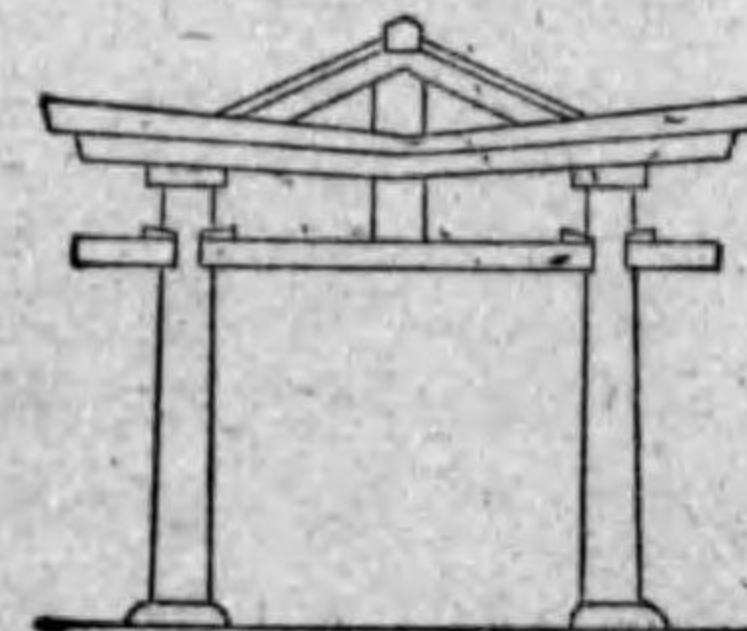
居鳥明神



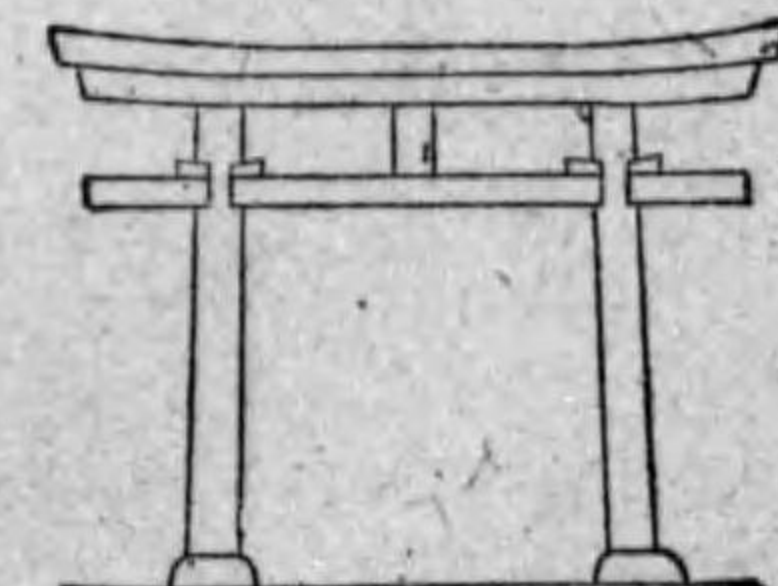
居鳥脚四



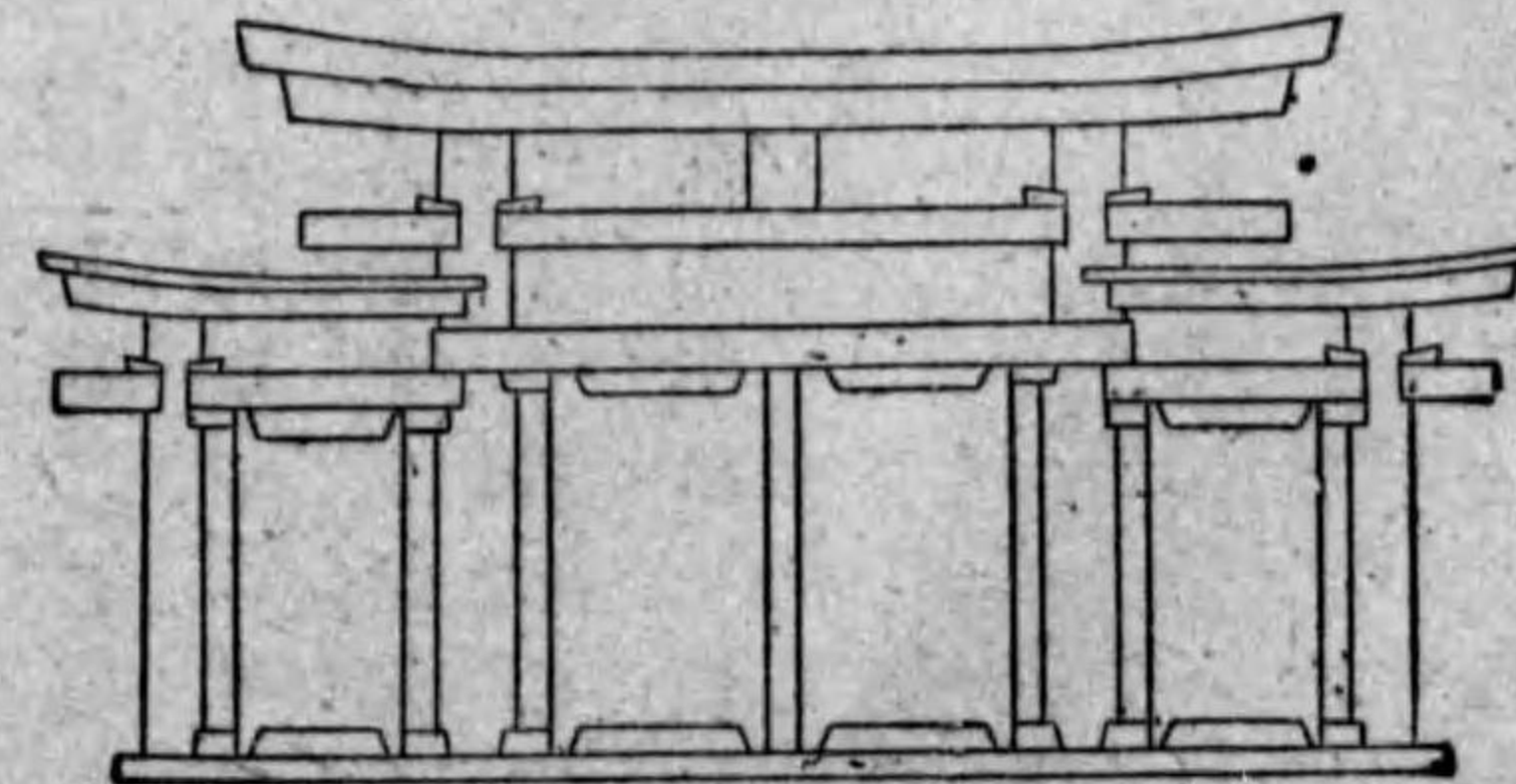
居鳥島鹿



居鳥王山



居鳥神明



居鳥輪三

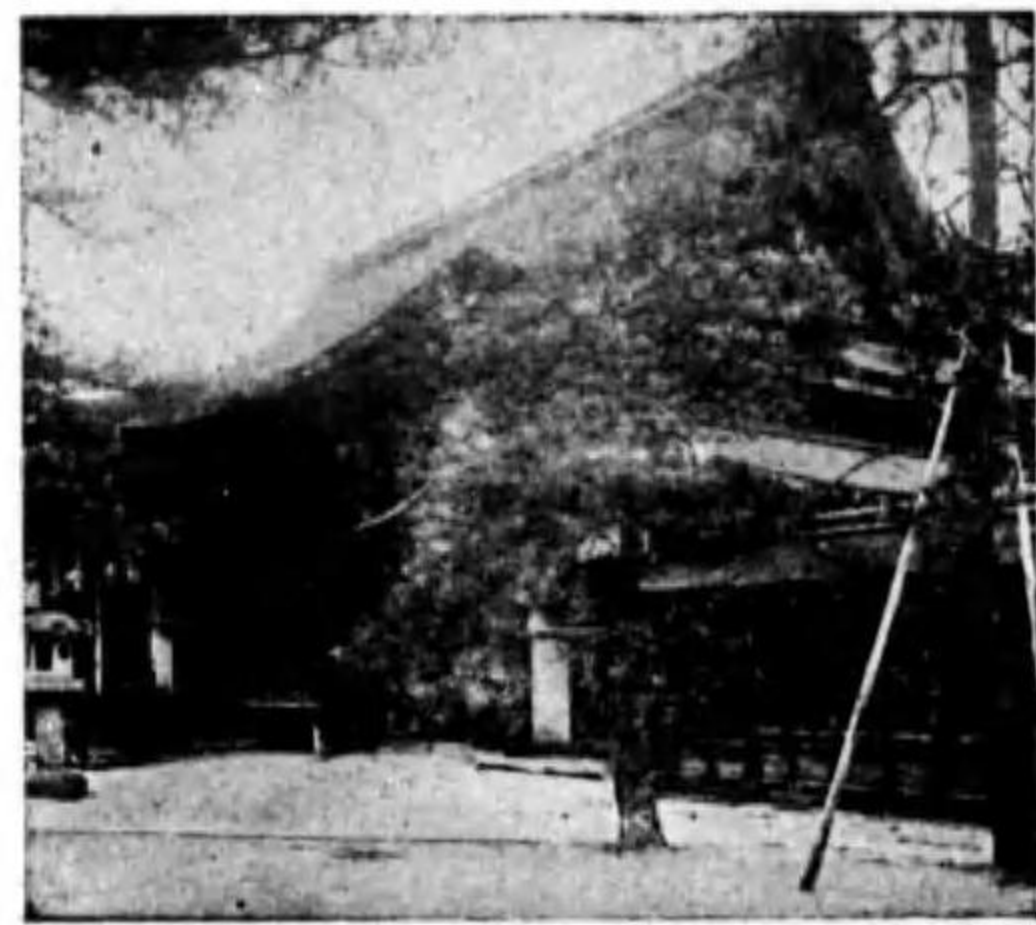
(三) 式様の殿本



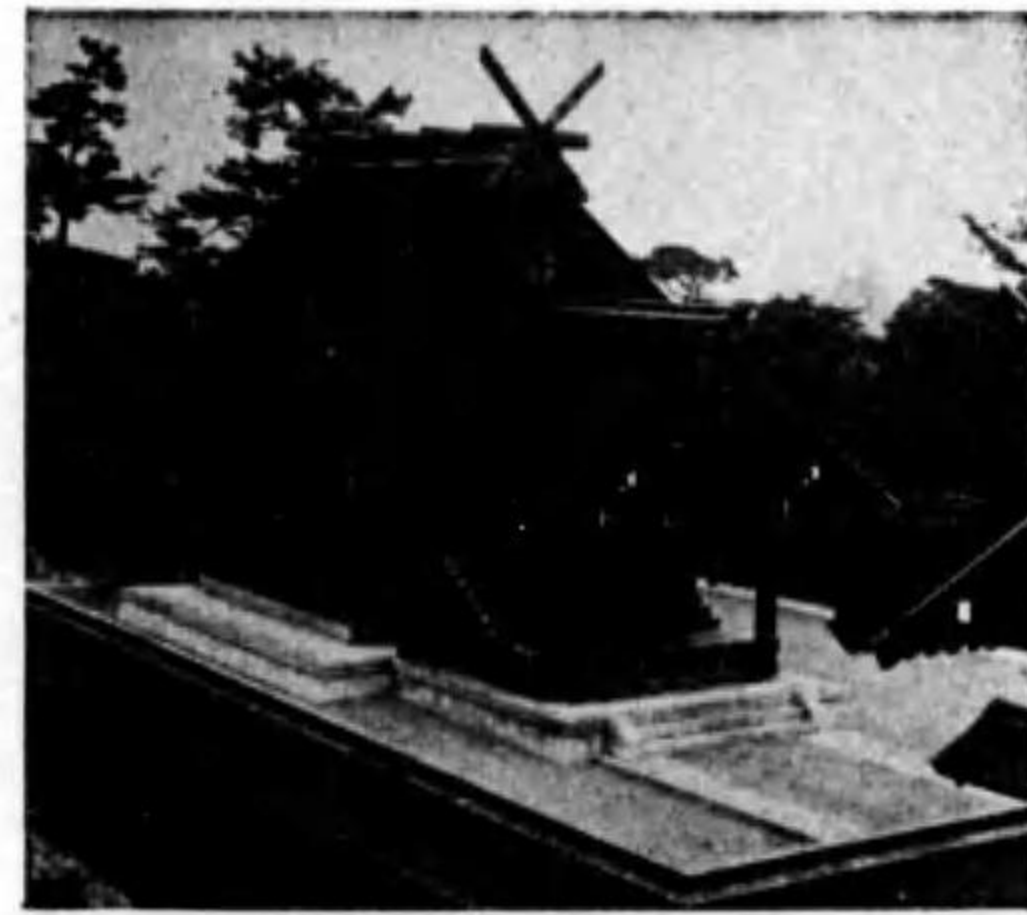
殿本・社神吉日



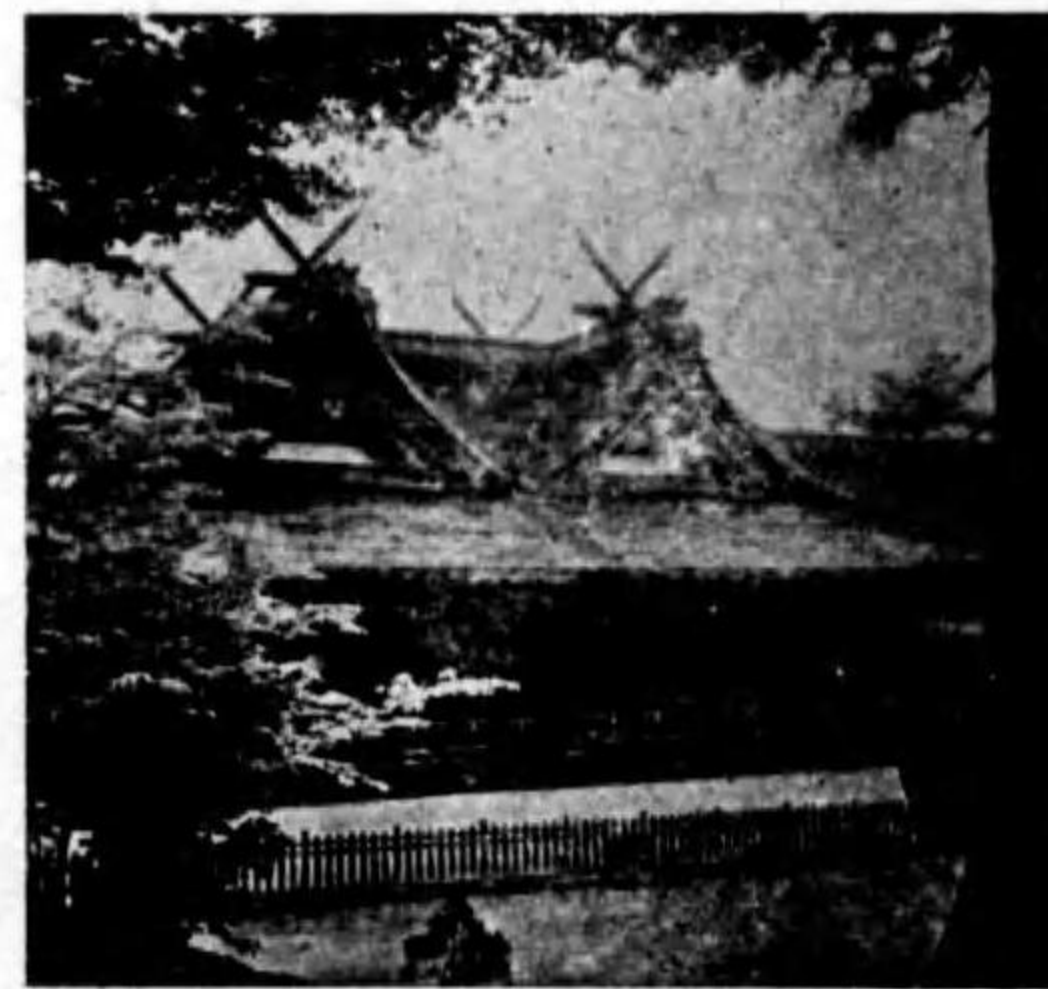
面正殿本・社神吉日



殿本・社神坂八



殿本・社神鳥大



殿本・社神津備吉



殿本・社神幡八崎大

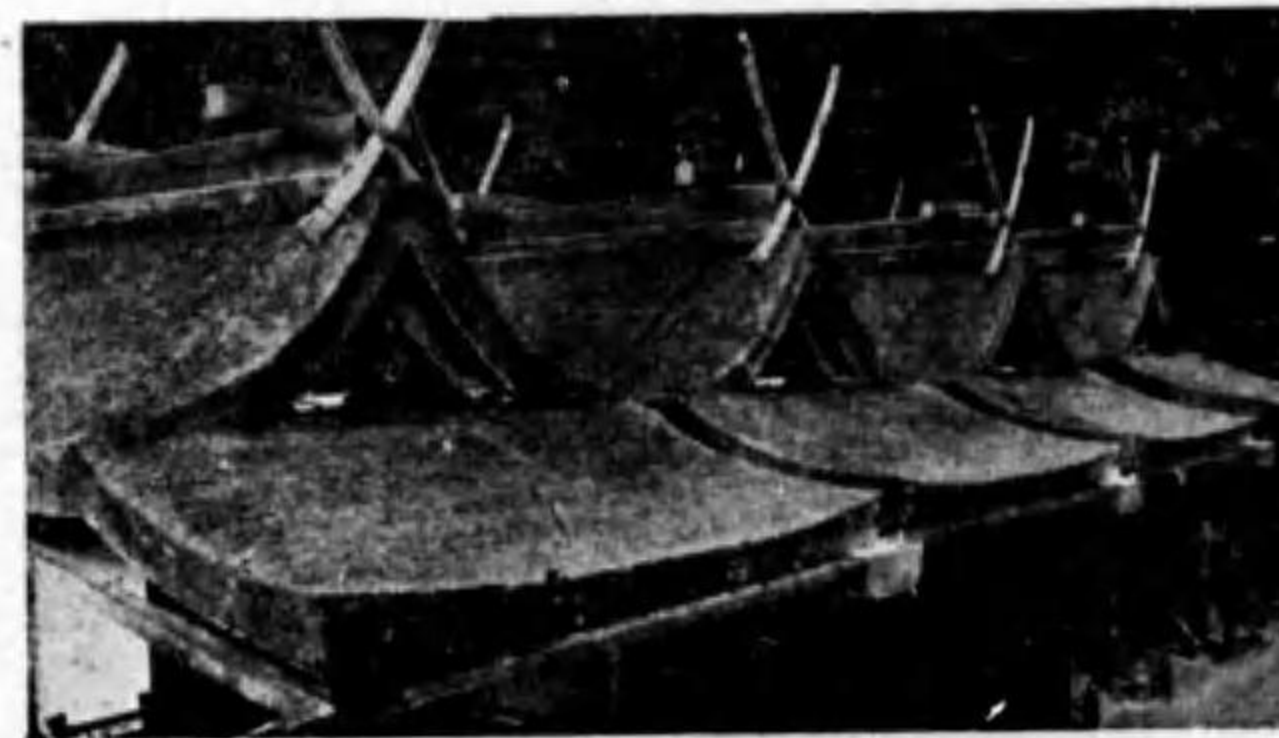
(二) 式様の殿本



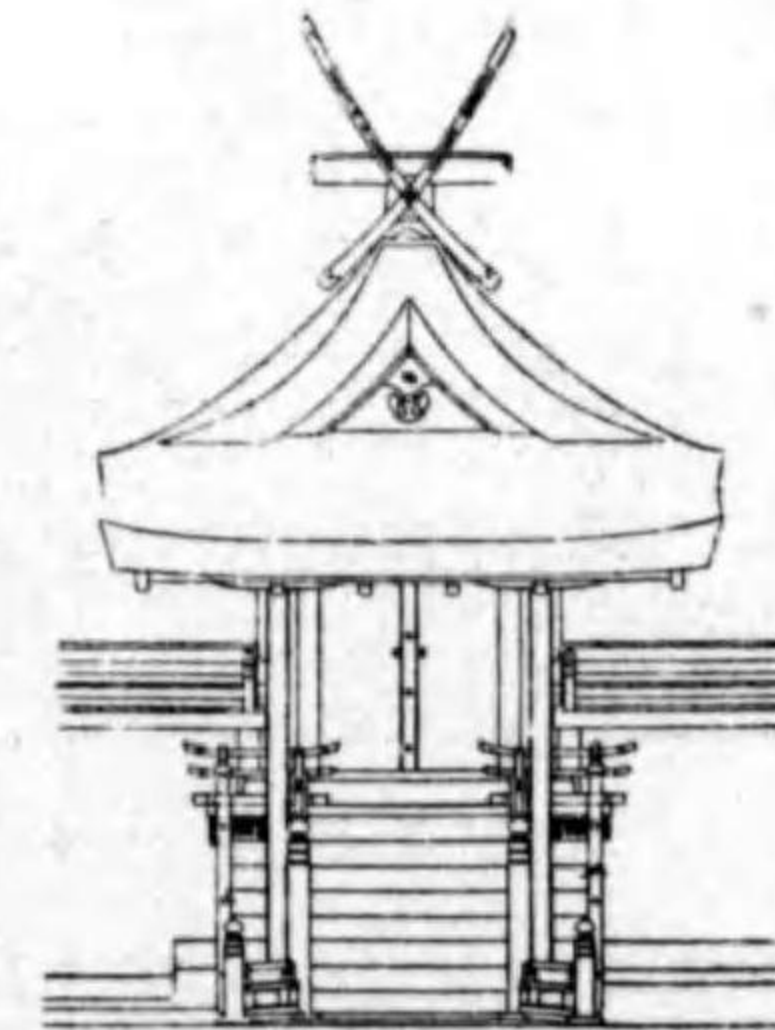
殿本・社神吉住



面正殿本・社神吉住



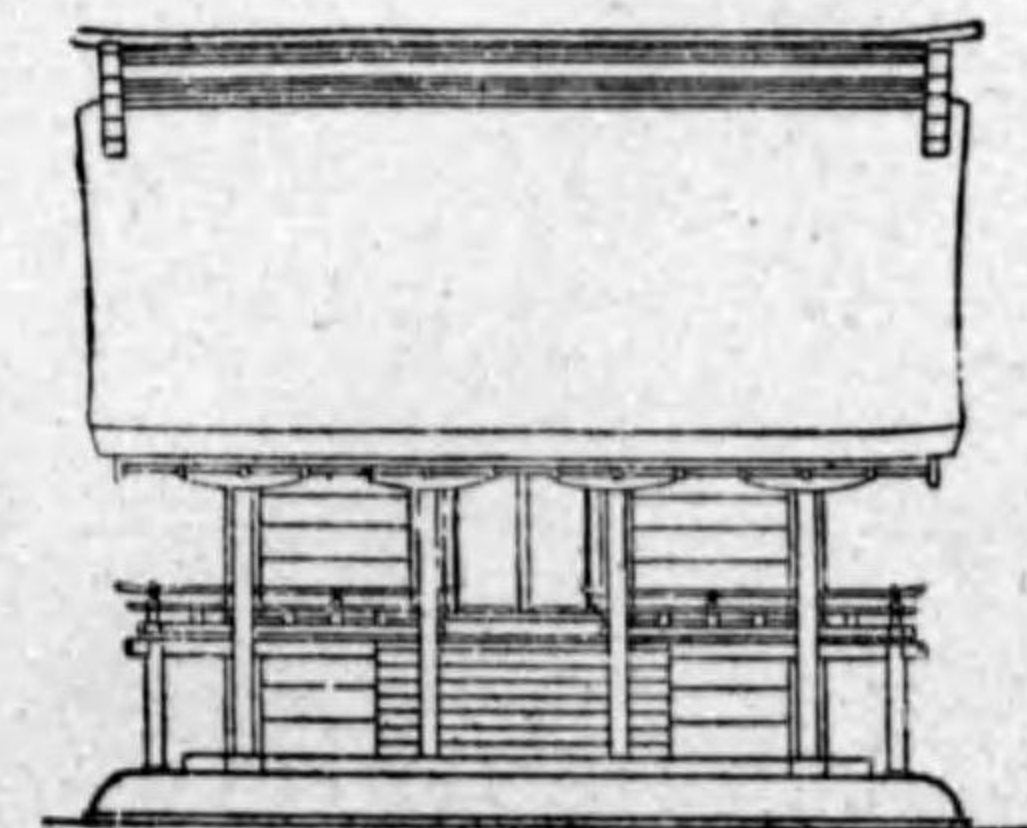
殿本・社神日春



面正殿本・社神日春



殿本・社神祖御茂智



面正殿本・社神祖御茂智

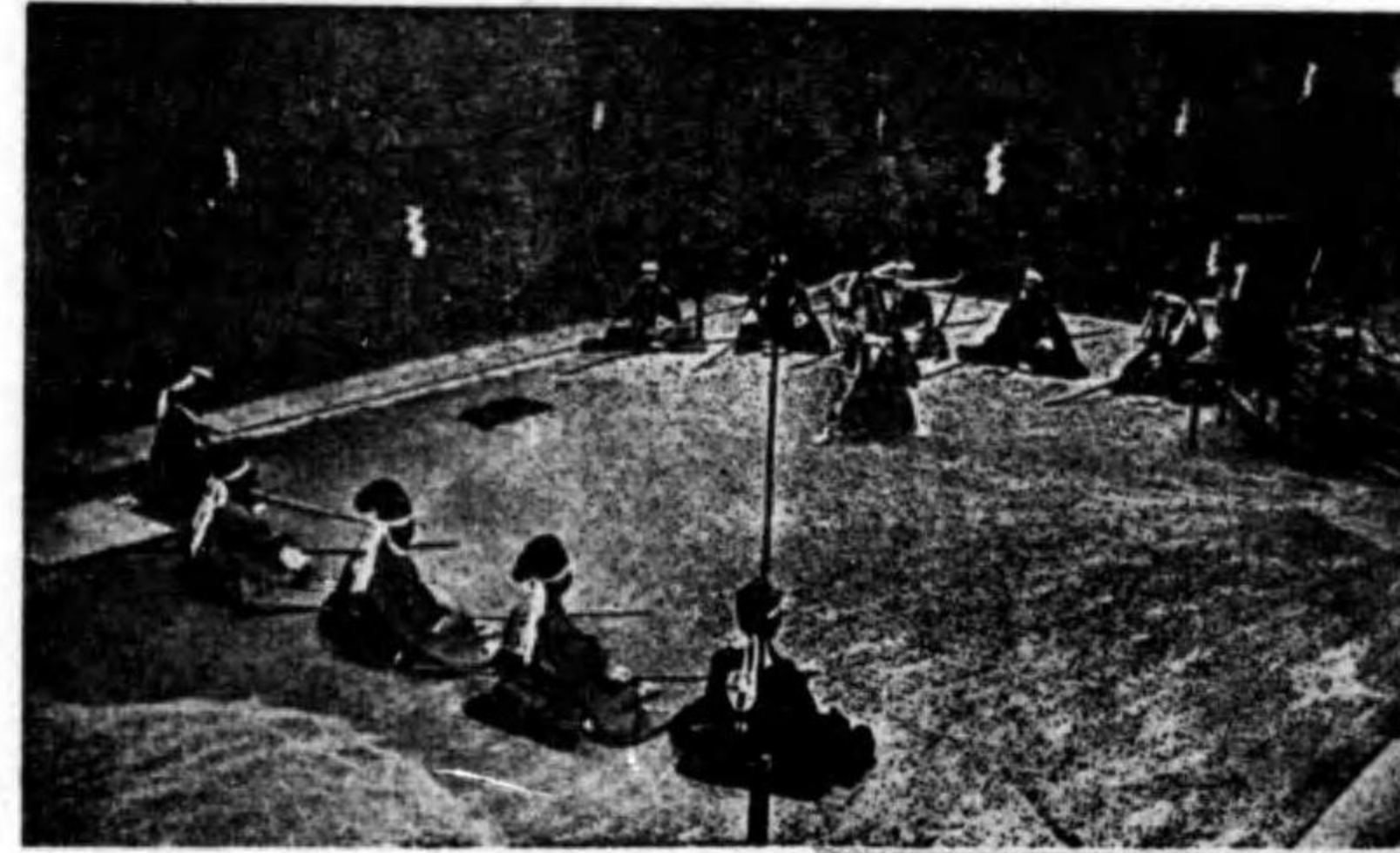
七、神社と郷土

神社崇敬の地方性

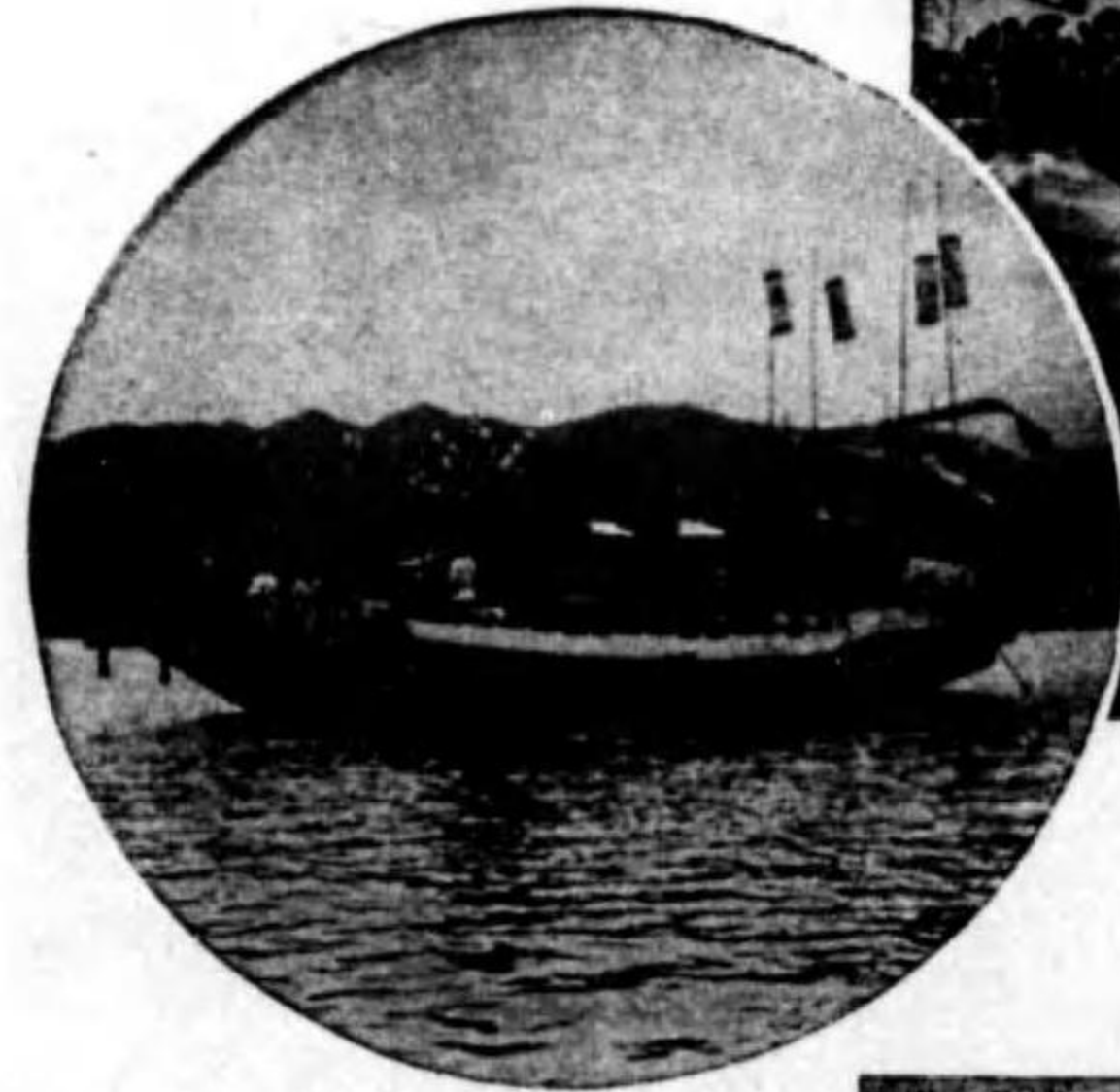
第七章 神社と郷土

我が國の神社は、國家の宗祀として、國家的の性質を其の基礎としてゐると同時に、各地方々々に對しては、鎮守の社として其の生活全體に對する守護的關係を保ち、産土の神として其の土地の人と文化とに對する郷土的意義を發揮し、又氏神氏子といふ關係に於いて家族的性質を育成してゐる。此の氏神産土鎮守の社としての性質は素より互に共通性を有してゐるのであるが、其等多様の意義をもつて、神社と郷土といふ密接の關係を形成しつつ、その性質を内容として、其のまゝ、國家的性格を維持し發揚してゐるところに、我が國の神社の複雑にして而も單純化した特殊性が存するのである。

神を祭つて其の神威を稱へ、或は其の神徳を仰ぎ、又其の神恩を



尙武祭(春日神社)



(社神島巖)船座御祭絃管↑



(社神訪諏)落木るけ於に祭柱御↑



↑(宮神安平)祭代時



祈請し感謝し奉ることは、極めて遠く古い時からの我が國上下の風習であり禮儀であつて、天神地祇を神社に奉齋することは、既に述べたやうに、國內各地方に於いて、可なり古い現象として認められる事實である。而して朝廷に於いて、各地に於ける有力な大社を特に崇敬せられたことも、其の由來の頗る遠いことが、古典によつて之を推測することも出来るのである。其の神を奉齋する一定の形成が神の社若しくは神の宮として發達するまでには、或はひもろぎ(神籬)と稱し、或はかむなび(神南備)と申して、神々しい森林や岩石や乃至神聖な境域景觀を、神の天降ます處、又常に神の在します場所として尊ばれたことと思はれる。

斯くて年々の春秋に、或は臨時の場合に、親しい關係に在る一方の人々が相集まつて、其の常に尊信するところの神を齋き祀り、或は一族の氏人たちが多く集ひ來て、其の祖神に奉仕したのであ

氏神、氏子

る。従つて一定の集團生活が各地に發達し、又氏族制度がよく其の機能を發揮した我が上代に在つては、多くの氏族が大氏小氏相率ゐて、其の祖先の神々に奉仕し、各地々々の人々が其の生活の展開に伴なつて、相協同して、其の地方の神を齋き祭つて、そこに祖先と子孫との關係に基づく氏の神とか氏人といふ氏神氏子の意識とは別に、土地や職業や親密さなどの關係から自然に養はれた氏神氏子といふ信仰が發生したのである。それと同時に、我が皇室の大御稜威の下に、各地方の開拓者や一般の國民は、其の濃やかな家族的氣分と豊かな包容性と、廣く天神地祇を尊信する思想とからして、到る處に、其の土地々々に鎮座する神を崇め、又多くの人々と能く心を合せて、其の生活の守護を仰ぐべく、或る特殊の神々に奉仕する傾向に富んでゐるために、全國自然に氏神氏子の觀念を基調として、神社と郷土との關係を見出すこととなつたのである。

之れ一は日本國民が豊富な郷土觀念を有し、家族的意識に裕かであると同時に、實に此の尊嚴と親愛とに溢るゝ皇室と神宮とを戴いてゐる結果である。

神社の思想的本質が日本民族の傳統的信念並に情操に存することは、既に最初に述べたところである。而して此の神社の創立と發達とが國家的であり郷土的であることも亦、逐次説いて來たところである。斯やうな由來と特性とを有する神社には自ら種々の特質が形成されてゐる。今その最も顯著な特質を六つ擧げて聊か説明を加へてみたいと思ふ。

神社の特質

第一に神社は日本國民の道德的觀念を基礎として立つてゐる。祭祀は禮の最も大なるもので、敬神は心の最も純なるものである。我が國の敬神は皇室を中心とし國家を根本としてゐる。此の敬神觀念を根柢として、國民心を一にし、郷土力を協せて神を祭り神

に仕へる所に、神社の本義が存する。神社は日本國民の敬神尊皇敬神愛國敬神崇祖敬神愛郷敬神明倫の上に宮柱太く千木高く鎮座してゐる。而して我が國に在つては、私を去り、公に奉ずるところの心を以て、天皇に心服ひまつり、神祇に仕へまつり、國家に従ひ親に孝ひ、長上に順ふところに道德の根本がある。神社は此の奉仕的精神即ちまつりの心、さむらふ心から創立せられ、又此のやうな心を養ひ育みつゝ、鎮りましてゐるのである。

第二に神社は日本民族の宗教的信仰の對象である。稜威速振る神のみいづ(神威)を畏み、靈幸ふ神のみたまのふゆ(神德)を辱なみ、ひたすらに皇國の神を神として崇め、皇國の爲に神とならうと誓うて、常に祖先以來の敬神觀念を承けついで、神と共に、皇室を始め奉り、國家と郷土と家族のために勤しむ心のまにまに、額き拜むところ、に、日本民族の敬神觀念の對象としての神社が存在する。そ

れは決して個人的な、若しくは特殊的な信仰から形成された宗教ではない。それは全く日本國民が祖先以來、其の自然な宗教的情操から、畏き極みの天皇の大御稜威を仰ぎ、輝かしい神代の傳へ事に自ら其の精神生活の安定を得て、藝術的な而も經濟的な生活意識を道徳的信念と宗教的信仰とのうちに織込んで、上は伊勢に坐す神宮より、下は自分たちの生れ故郷に鎮座する氏神までの日本の神、日本の神社を思うて、其の心の底の力に明るく生きてゐるのである。此の明るく生きてゐる力が時としては強く進み、時としては大きく動くのである。之れ實に日本民族の敬神觀念であつて、其の宗教的な情操が、實に神社の内面的な力としての信仰である。

第三に神社は日本民族の生活意識の表現である。河野省三著「神社崇敬の大義」には、此の神社の特質を説明し、元來日本人は陽氣

な國民で、生産と職業を重んじ、活動と繁榮を貴ぶ民族である。而して又一面に清潔と淡泊とを愛し、他面には神々しさと奥ゆかしさを好む所の國民性を持つてゐる。神社はさういふ生活意識が之を創造し、又さういふ生活意識がその神社に依つて培養されてゐるのである。「清素な社殿でも、快活な神樂でも、五穀の豊熟や家内の安全を祈る祭祀でも、鎮守の森から郷土に響き渡る太鼓の音でも、氏神を中心として行はれる宮参り、相撲、獅子舞でも、一として日本民族の生活意識の表現でないものは無い。換言すれば、神社は日本心の姿である」と述べてゐる。郷土を愛し、家庭を樂しみ、國家生活を重んずる日本國民祖先以來の心もちが、其のまゝ、神社の姿となり、その祭祀となり、その祝詞となつてゐる。そこに神道精神の深い源泉が存する。我が國體の歴史的發達に伴なつて生じた生活意識としての特性即ち所謂國ぶりの一方面として、日本

國民の眞面目とお蔭様と、負けじ魂といふ氣分が發達したのも、此の神社の存在と其の祭祀上の風習と、又其の敬神思想の訓練とに負ふところが多いのである。

第四に神社は日本民族の郷土觀念の中心である。此の點は我が國の神社に於ける極めて著しく發達した特質であつて、鎮守の森とか氏神様とか、また産土の社とかいふ特別な郷土的、自治體的性格が根深く發達した所以は全くこゝに存するのである。こゝに再び前述した神社崇敬の大義から、此の點の説明を引用して、更に神社の郷土性を明かにしたいと思ふ。

神社は我々の郷土即ち産土に鎮座するうぶすな様である。我を氏子として立つてゐる氏神である。部落の心を纏めてゐるお宮である。村の生産と平和と幸福とを守護して、生く里の賑ふ郷と頼みまつる希望の輝く所である。子供連も若い衆も、

その社頭から少年團となり青年團となつたのである。子が生れても、男女が結婚しても、壯丁が入營しても、兵士が凱旋しても、商賣が繁昌しても、他郷に出稼しても、或は郷土藝術でも、スポーツでも、土地の傳説でも、役場の建設でも、或は瓜が出来ても、俳句の會が開けても、國家の慶事があつても、日本人の心は必ず氏神様を想ひ起し、其の郷土觀念は直に鎮守様に結びつけられる。此の神社を中心とした郷土觀念こそ、實に我が獨特の自治體觀念である。

第五に神社は歴史と慣習とを尊重する。畏くも明治天皇の御製に、神社と題して、

いにしへの姿のまゝにあらためぬ神のやしろぞたふと
かりける

と詠じ給へる一首を拜する。神社の建築は最も深くその傳統を

重んじてゐる。ひとり社殿の建築のみならず、其の祭祀の慣例創立の由緒等、種々の點について先例舊慣、即ち歴史を重視し、又その神社と關係を有する各般の神事習俗に亘つて、出來うる限り慣習若しくは傳統を傷けぬやうに心してゐる。此のことはひとり其の神社に限らず、國家の上についても、又その鎮座する地方に對しても、凡て歴史と慣習とを尊重する立場に在るのであつて、神社の存在はやがて日本の傳統に對する鎮である。

第六に神社は日本國家の政治と密接の關係を有してゐる。以上述べたやうな種々の性質に基づいて、神社は自ら我が國の行政乃至制度と密接の關係を有して發達して來たのである。我が國の政治が神事を第一とし、神祇官が八省百官の上首に置かれ、大日本史神祇志に凡百の制度が皆神祇祭祀に淵源することを力説してゐる所以も亦、こゝに在る。神社乃至神道を以て道德的、宗教的、

政治的基礎の上に立ち、其等の動きと共に其の發達を考察すべきものであるとする主張の存するものも、やはり此のやうな事實に因るのである。それ故、神社の政治的、國法的、行政的性質の一面に依つて、神社乃至神道の歴史に倫理的、宗教的、哲學的な考察を要する思想的發達の方面と相並んで、神社制度史、神社建築史、祭祀禮典史といふやうな形式的方面と、兩者に跨るところの神祇史、神社文化史若しくは神道史、神道文化史と云ふやうな特殊の史學が成立してゐるのである。

斯かる特質を有する神社が、我が國民の國體觀念を培養し、愛國心、愛郷心の搖籃となり、道場となる事は、固より詳説するまでもない。神社は其の精神的本質の上から考へても、又その地方的發達の諸點から見ても、祖先の靈の宿る所であり、祖先以來の力の籠る所である。随つて地方風教の源泉となり、郷土繁榮の中心となつ

地方公共團體
と神社

戊申詔書
明治十一年十月十一日
（戊申）十一月十日
三日換發、十月十日
が國の傳統、世界を
重んじ、據つて、
的立場に充實
して、國威を發揚
すべし、ことを給ふ。

てゐる。明治の末に、地方の産業を開發し、古來の淳風美俗を發揚して、國民道德の涵養と國家實力の充實とを圖り、以て戊申詔書の聖旨に副ひ奉るべく、官民共に神社中心主義を強調したことも、昭和の大御代の初に、議員選舉の公正を期し、國民の協同一致の美風を篤うして、憲政の發達と大和の精神の宣揚とに資すべく、神社の崇敬、神前の誓約を獎勵したことも、誠に意義深いことと云はねばならぬ。

我が國の郷土意識

抑も郷土といふ意識は單なる地方と云ふ觀念と異なり、生れた土地、永く住み慣れた土地、祖先の地、墳墓の地、親しい周圍の人々と懐かしい思ひ出の自然とを有する土地、口碑傳説を有する床しい土地、傳統の文化を有する地、さういふ情緒によつて形成された所謂ふるさとであり、故郷であるが、其の基礎に産土といふ信仰的な情味を有し、其の中心に氏神様若しくは鎮守の森といふ生活意識

の魂を有する我が國の郷土觀念は、更に國家的に展開して、肇國以來、皇室に奉仕し、祖先以來、神宮を尊崇してゐる神國日本の意識と結合して、誠に他國に比類の無い生活地盤を築いてゐるのである。皇國の道に立脚した國民の教育が、よく我が國體の精華と照し合せて、神社を中心とし、敬神を根柢とした教化を施し、訓練を與へるならば、必ずや萬邦無比なる地方公共團體を發達させ、極めて意義深い郷土觀念を培養して、又自ら神社の本義を發揮するであらう。それが爲には先づ、其の心を明るくし、其の意を清くして、敬神の實に適ふやう、常に明治天皇の御製を拜誦して、其の胸中に誠の光を見出さねばならない。

明治天皇御製

目に見えぬ神にむかひてはぢざるは人の心のまことなりけり

めにみえぬかみの心に通ふこそひとの心のまことなり
 けれ
 鬼神もなかするものは世の中の人のこころのまことな
 りけり

八、神社と氏子

産土の神と氏子の社

第八章 神社と氏子

親の後が子に依つて永く續いて行くやうに、氏神の社の最も深い基礎は其の氏子の心のうちに在る。日本に於ける全國到處の神社は、古來、氏神と氏子といふ關係に於いて永く榮えて來た。神社の其の土地、其の地方に對する位置は、鎮守の神若しくは産土の社としての關係も濃やかであるに、拘はらず、中世後半期以降は専ら氏神氏子といふ因縁深い言葉によつて郷土に於ける神社の性質が自らに理解されるやうになつて來てゐるのである。

日本國民が不思議にも其の郷土の神社を氏神と仰ぎ、其の土地の自分たちを氏子と稱するやうになつたのは、主として日本民族の家族的、血縁的の生活氣分に基づいてゐるのであつて、それに國家の家族的性格と國民の農業生活とに依る自然の影響に負ふと

玉だすき
の巻、篤胤が
記の神代、
つ國を、神
神道の概復し
爲したの概復し
附篤胤の年譜も

六人部是香
山城國向日神
社の祠官、篤
舎と號す。氏
神を中心とし
た幽其信仰を
力説し、著書
に富む。文著
三百年生、五
八歳没。文著
十久化

氏神の尊崇

ころが少くないと思はれる。此の氏神を産土の神と申し、氏子を
稀に産子と稱するものも、神代に於ける神々の國生みの傳へからし
て自然な表現であるが、又實に氏神氏子の意識と相表裏して發達
した、深い生れ故郷の觀念から起つたものである。それ故、共に親
類筋ともいふべき思想であるが、平田篤胤の名著「玉だすき」には專
ら氏神氏子といふ方面から、國民の神社崇敬を力説して、敬神崇祖
の信念を發揚し、其の門人六人部是香は「産須那社古傳抄」と其の解
説書たる「産須那社古傳抄廣義」に於いて、産土の神即ち氏神の神德
と氏子の日常生活から幽顯に亘る精神的な生活とに及ぶまでの關
係を詳説して、國民の氏神の社に對し天神地祇に對する信仰を強
調してゐる。

氏神氏子の思想は、延いて一君萬民の國體觀念を涵養し、神宮を
中心とした氏神の尊崇は自ら國本を無疆に培ふ所以であるから



鎮守の森

して、國がらや家がらや人がらと共に土地がらを重んずる我が國
の一般教化乃至學校教育に於いては、極めて重要な現象である。
明治維新後の神社行政に於いて、神社と氏子との關係を緊密なら
しめる必要を認めて、明治四年七月、氏子調及
び守札の儀を定めて、氏子の中に出産者の有
つた場合には、直に其の旨を氏神に届出でさ
せ、それによつて氏子札を授與することとし
たのであつたが、其の制は久しからずして中
絶し、明治中年以降、神社の崇敬が其の行政と
共に弛緩した時分に在つては、各地とも、鎮守
の社を中心とする神事風俗も、又神社に傳はる特殊神事も、漸次衰
微に傾きつゝあつたが、近年その頽勢を挽回し、府縣社以下の神社
は勿論、官國幣社に在つても、其の土地々々に對しては、氏神氏子の

思想を濃やかならしめてゐることは、誠に留意すべき現象である。大正時代からして、神前に於ける結婚式が盛んになりつゝ、ある傾向に加へて、氏子の間に於ける七五三の宮参り、入學卒業の奉告式、各種團體の社頭参拜、或は氏神に對する記念事業等の盛んになりつゝ、ある情勢の見えるのは國民思想上、深く悦ぶべき事實である。氏神といふ語は、古い文獻には氏族の祖神を意味する氏の神としての氏神といふ文字が割合に多く出てゐるのであるが、其の氏神として齋きまつる多くの例を考察してみると、却つて今日のやうに、土地の關係を以て氏神と仰いだ場合も少くないやうであつて、其の生活するところの土地に對する親しみと、其の協同生活の間に生ずる親しみとが、神の御稜威に對する信仰からして、自然に其の部落一族の祖先神といふ意識を發達させたものと思はれる。それ故、氏神の氏といふ語についても、うみぢ(産み血)又はいづ(出自)

氏神氏子の意義

といふ意だといふ説もあるが、うち(内)といふ説も有力である。勿論、古代のやうに一族一部落の協同生活の緊密に行はれた上古に在つては、生み血といふも内といふも、自らに一致し易い意識であるから、餘り際やかに其の年代的區別は施し得ないものであると思はれる。何れにしても、氏族意識と郷土意識とが容易く結合するところに、氏神氏子といふ自治的意識が斯やうに自然の發達を促したものに違ひない。それ故、此の意識を根柢とした神社崇敬の思想を教養指導することは、郷土風教の淵源を深くし、協同一致の美風を厚くする所以である。斯やうな事實からして、氏子は常に其の氏神即ち産土神を奉齋しつゝ、其の國民生活の地盤に血縁的郷土的情操を築き固め養ひ育て、ゐることが知られるのであつて、神社行政の上からも、國民教育の上からも誠に重要な問題であることが認められるのであ

る。今日の制度に在つては、神社の鎮座地に接する一定の區域を氏子區域と呼び、こゝに居住する日本臣民を總べて氏子と稱してゐる。若し其の鎮座地を離れた氏子區域が存する場合は、そこに住む者を飛地氏子と呼んでゐる。即ち何れの場合に在つても、或る神社の氏子區域に居住する者は皆その神社の氏子なのである。ただ氏子の義務や権利を行ふ場合の取扱としては、その單位を一人々々に置かず、一戸々々の上に採るからして、狹義には、氏子區域内に住所を有する戸主若しくは竈主を云ふのである。即ち家族的制度の關係からして、其の戸主や竈主が代表の位置に在るのである。



熊野那智神社例祭御田植式

氏子と崇敬者

此の氏子が他の土地に移住して、其の地の神社の氏子區域内の人となれば、やがて其の神社に對する氏子と爲るのであるが、其の以前の居住地に於ける神社に對する尊信敬慕の念からして、到底他の神社と同一に考へられない情緒が存する。此の場合は其の舊居住地の神社に對して崇敬者といふ關係に立つこととなるのである。以前の居住地が懐かし味の深い生れ故郷である場合、此の崇敬者の心には依然として氏神氏子の思ひ出の消え難いのが常である。氏子は其の氏神の社の奉仕維持に關して一定の義務を有し、崇敬者は此の義務が好意的のものであるが、其の尊信の念には極めて厚い場合が少くない。崇敬者には土地の關係よりも寧ろ祭神の性質等に由るものが多い。崇敬者の單位は氏子と異なつて一人々々に在る。氏子は一般に神社の基礎として重要な勤めを有するからして、

殊に府縣社以下の神社のやうに其の成立現狀共に地方民間の精神的、經濟的奉仕に待つところの多い神社に在つては、氏子が深く氏神を尊奉し、善く其の神事の興行と神徳の發揚とに協力することとは、之を地方的に觀ても、將た國家的に考へても、極めて重大な意義を存するのである。明治十五年一月、内務省から各府縣に發せられた左の通達は、自ら此の點を闡明するものである。

各町村鎮座氏神ノ儀ハ、其土地ニ就キ從前一定ノ區域有之儀ニ付、各自ノ信否ニ任セ、猥ニ去就スベキモノニ無之候條、町村分合等ニヨリ不得止場合有之、甲社ノ氏子一部落舉テ乙社ノ氏子ト相成節ハ、甲乙社神官氏子協議ノ上、雙方連署爲屆出、明細帳引直ノ儀當省へ可申出。此旨相達候事。

但雙方協議不整節ハ受理スベカラザル儀ト心得ベシ。斯やうな事情からして、遠く海外に在る同胞が或は神宮の御神

璽を始めとして、其の故郷に鎮座したまふ大社のお守札を祭つて、遙に母國を懷ひ、又近來、滿洲の原野に、内地の一部落舉つて移住するに當り、氏神の御分靈を奉じて、其の開拓の御守護を祈り、親しく大陸の一隅に郷土の産土神に奉仕しつゝ、國運の興隆に貢獻しようとする事例の屢々報道せられることは、又以て時代の感激を傳へるものといへよう。

氏子總代

氏子は素より其の氏神を崇敬して、其の祭祀を舉げ、常に其の維持經營を奉仕するところの義務を有してゐるからして、氏子總代を選んで、神職を扶け、神徳の發揚に直接助力せしめることとなつてゐる。氏子總代は普通三名以上の定めで、氏子中の徳望高き人のうちから之を選定し、一方、氏子を代表すると同時に、一方、よく神職と協力して、神社の興隆に貢獻すべきものである。其の神社に奉仕する神職に在つても、亦善く神明に奉仕すると同時に、常に其

の郷土に奉仕して氏子の康福を増進すべく、立信盡誠の努力を惜しんではならぬ。斯くして神職、氏子相待つて、國運の發展乃至郷土の進歩に寄與するならば、神社存立の本義は勿論、其の崇敬に基づく教化的、精神的の作用も、ますく之を發揮することが出來よう。崇敬者に在つても、氏子總代に倣つて、其の總代を選出することが出來る。而して崇敬者の多い場合は、多く講社を組織して、其の神社との關係を密接ならしめてゐる。

我が國の神社は、是まで述べて來たやうに、其の歴史は遠く神代に溯り、其の基礎は深く人情に根ざしてゐるのであつて、伊弉諾尊、伊弉冉尊二柱の神が天神の命を承けて、八尋殿を建て、次々に島々國々を生み、多くの神々を生みなし給ひ、以て國家の修理固成を爲されたやうに、日本國民は夙に郷土愛と家庭愛とを基調として、國家生活を營み、各地方の開拓に勤しみつゝ、其の氏神を祭り、其の産

神社と宗教

土の社を崇めて來たのである。而して國家も廣く此の神社を尊崇し、國民も互に各地の神社を尊信して、其の朝野の崇敬も、上下の尊信も、専ら寶祚の無窮、國運の興隆、郷土の繁榮、長上の無異、家族の幸福に、其の中心を見出し、神ながら言擧することもなく、畏き御靈貴き御力を拜み奉り、祈り奉つて來たからして、そこには特に教義を定めて強ひて教へることなく、敢へて争ふこともなく、隨つて又宗旨を分つ必要もなく、自ら信否によつて氏子の去就を裁く憂ひもなく、全く日本國民特有の信仰的、道德的な、且つ生活に即した昔ながらの手ぶりとしての習俗を形成したのである。即ち一定の教團としての宗教を形成することなく、民族的、國家的の信仰的存立を保つて、國民生活各般の力を集注し提供しつゝ、あるのである。之れ實に日本國民が古來、尊嚴無比の皇室を戴き、包容純眞の特性に富む民族性を根柢として、國家的活動と郷土の生活とを結

合しつゝ、其の神社に奉仕し、天つ神國つ神を崇めて來たからであつて、其の固有の神觀が、陰陽不測の神祕觀に基づかず、理智に偏した絶對神に赴かず、たゞ靈異なる力を畏み、尊貴なる長上を崇める人間自然の情操のうち、天神地祇八百萬神を見出し、其の最高至貴の御稜威を天照大神と仰いで、其の現實的な最も尊貴な御稜威を現御神とます天皇に仰ぎ奉つてゐる結果である。

斯やうな事情からして、神社は一面、國家と郷土と深い關係を有してゐると同時に、他の一面には、家族生活と緊密の關係を有してゐる事も、既に前述したところであるが、我が國の家は實に祖先祭祀の道場ともいふべき所であつて、家庭の祭祀が、家の一切の生活の中心として、敬神崇祖の大義を實踐發揚し、其の敬神崇祖の心が一切の道德の根本であるから、そこに自ら種々なる國民道德の根柢が培育されて行くのである。此の事は篤胤の「玉釋」に反復して

神社祭祀と家庭祭祀

切論してゐる點であつて、八紘一宇の理想が「八紘を掩うて宇と爲す」といふ家族的な情操を基調としてゐる事實に省察して、家庭祭祀の皇道に對する微妙な關係を等閑に附してはならぬのである。我が國の家督相續が位牌と系圖と墳墓とを其の重要な内容として、我が國特有の制度となつてゐる所にも、家庭祭祀の重要性が極めて顯著であると云はねばならない。家庭の祭祀を慎み、祖先の德澤を感謝する所には、自ら家訓も立ち、家風も揚り、一家の和合もまた一家の繁榮も、自ら其の正しい途を見出すであらう。此の家がらがやがて其の土地がらに反映し、更に其の家族の人がらを磨いて、よく我が國がらの發揚に貢獻するのである。家庭の祭祀は實に神社の祭祀をして内容と意義とを豊かならしめ、神社の祭祀は又自ら家庭の祭祀を感化して、其の内容と意義とを深からしめるのである。

神社崇敬は國家興隆の基礎

天を摩する樹木の根は深く廣く、聳え立つ家屋の基礎は深く堅いものがある。我が萬邦無比の國體を始として、或は地方々々に於いて淳風美俗が發達し、或は時變に際して日本精神の自覺が全面的に高調して來るのも、其の底つ磐根に、宮柱太しり立て、神社が存在してゐるからである。神國日本の信念を強め、忠君愛國の至情を深め、或は外國異域の信仰や思想や學說をよく攝取し包容して、之を日本化する日本精神の精髓を發揚し、更に又團結心の鞏固な皇國の軍隊に於ける統一性を教養し、日本國民をして知らず識らずの間に、宗教的情操や愛郷的情操を培育せしめる本源的、根本的な訓練は實に神社に於いて行はれてゐるのであつて、底つ磐根に宮柱太しり立て、高天原に千木高知りて、天神地祇の鎮座したまひ、忠臣烈士の英靈の鎮まり坐し給ふところ、皇國日本の高く深い姿が築かれ、神ながら言舉せぬ國の奉仕的精神が磨かれてゐる

のである。神社は正に意義深い皇國臣民の神聖な祭壇であり、其の境域は内容豊かな皇國の公民たる御民われ等の優秀な道場である。斯やうな祭壇に依つて照らされた道こそ、東亞永遠の安定を示すものであり、此のやうな道場に於いて磨かれた心こそ、世界新秩序建設の基本なのである。

神社讀本畢

附

録

- 一、神宮及官國幣社一覽
- 二、神社參拜唱歌
- 三、家庭祭祀の行事作法

天の下の政神事を先とせられし事

職員令に、神祇官をよろ／＼の官のはじめに、先づ擧げて、それが次に太政官を擧げられたり。延喜式も、同じくはじめに神祇式、次に太政官式なり。後の世ながら、北畠ノ准后の職原鈔も、令にならひて、ついでられたり。そも／＼よろづの事、さばかり唐の國ぶりをならひ給へりし御世にしも、かく有りしは、さすがに神の御國のしるしにて、いとも／＼尊く、めでたきわざになむ有りける。世の中は何につけても、此ころはへこそあらまほしけれ。——本居宣長（玉かつま卷六）

一、神宮及官國幣社一覽

(昭和十八年十月一日現在)

宮名	祭神	祭日	鎮座地
皇大神宮	天照坐皇大神 [相殿神] 天手力男命 萬壽豐秋津姬命	十月十七日	三重縣伊勢國宇治山田市
豐受大神宮	豐受大神 [相殿神] 御伴神	十月十六日	三重縣伊勢國宇治山田市
皇大神宮別宮			
荒祭宮	天照坐皇大神荒御魂	十月十七日	皇大神宮域內
月讀宮	月讀尊	十月十九日	三重縣伊勢國度會郡四郷村
月讀荒御魂宮	月讀尊荒魂	十月十九日	月讀宮域內
伊佐奈岐宮	伊弉諾尊	十月十九日	月讀宮域內
伊佐奈彌宮	伊弉冉尊	十月十九日	月讀宮域內
瀧原宮	皇大神御魂	十月二十三日	三重縣伊勢國度會郡瀧原町
瀧原並宮	皇大神御魂	十月二十三日	瀧原宮域內
伊雜宮	皇大神御魂、[相殿神] 玉柱屋姬命	十月二十五日	三重縣志摩國志摩郡磯部村
風日祈宮	級長津彦命、級長戶邊命	十月二十五日	皇大神宮域內

倭姬宮	倭姬命	十月二十五日	三重縣伊勢國度會郡四郷村
豐受大神宮別宮	豐受大神荒御魂	十月十六日	豐受大神宮域內
多賀宮	大土乃御祖神	十月十九日	豐受大神宮域內
土宮	月夜見尊、月夜見尊荒御魂	十月十九日	三重縣伊勢國宇治山田市
月夜見宮	級長津彦命、級長戶邊命	十月二十五日	豐受大神宮域內
風宮			

官國幣社一覽

官幣大社

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
賀茂別雷神社	別雷神	五月十五日	明治四年五月十四日	京都府山城國京都市上京區上賀茂
賀茂御祖神社	玉依姬命、賀茂健甕命	五月十五日	同	同
石清水八幡宮	品陀別命、息長帶姬命、比賣神	九月十五日	同	同
松尾神社	大山咋命、中津島姬命	四月二日	同	同
平野神社	今木神、久度神、古開神、比咩神	四月二日	同	同

神宮及官國幣社一覽

稻荷神社	倉稻魂神、猿田彦命、大宮女命	四月九日	明治四年五月十四日	京都府山城國京都市伏見區深草藪ノ内町
大神社	倭大物主櫛惠玉命	四月九日	同	奈良縣大和國磯城郡三輪町三輪
大和神社	倭大國魂神、八千戈神、御年神	四月一日	同	同 山邊郡朝和村新泉
石上神社	布都御魂劍	九月十五日	同	同 同 丹波市町布留
春日神社	建御賀豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神	三月十三日	同	同 奈良市春日野町
廣瀨神社	若宇迦賣命	四月四日	同	合同 北葛城郡河合村川
龍田神社	天御柱命、國御柱命	四月四日	同	同 同 生駒郡三郷村立野
丹生川上神社	高禰神、岡象女神、鬮羅神	上社十月八日 中社十月六日 下社六月一日	上社明治二十九年十一月四日、中社大正十一年十月十二日、下社明治四年十二月十三日	同 同 吉野郡 (上社)川上村 (中社)小川村 (下社)丹生村
枚岡神社	天兒屋根命、比賣神、武甕槌命、齋主命	二月一日	明治四年五月十四日	大阪府河内國中河内郡枚岡町出雲井
大鳥神社	大鳥連祖神	八月十三日	同	同 和泉國堺市鳳町大鳥
住吉神社	表筒男命、中筒男命、底筒男命、息長帶姬命	六月三十日	同	同 攝津國大阪市住吉區住吉町
生國魂神社	生島神、足島神	九月九日	同	同 同 大阪市天王寺區生玉町
廣田神社	撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命	三月十六日	同	兵庫縣攝津國西宮市大社町
氷川神社	須佐之男命、大己貴命、稻田姬命	八月一日	同	埼玉縣武藏國大宮市高鼻
安房神社	天太玉命	八月十日	同	千葉縣安房國安房郡戶村大陣宮ノ内

香取神社	伊波比主命	四月十四日	同	下總國香取郡香取町香取
鹿島神社	武甕槌神	九月一日	同	茨城縣常陸國鹿島郡鹿島町宮中
三島神社	玉籙入彦殿之事代主神	八月十六日	同	靜岡縣伊豆國三島市三島町傳馬
熱田神社	草薙神劍	六月二十一日	同	愛知縣尾張國名古屋熱田區熱田新宮坂町
日吉神社	大山咋神、大己貴神	四月十四日	明治四年五月十四日、昭和三年十一月十日、昭和三年加仰出サレ	滋賀縣近江國滋賀郡坂本村坂本
日懸神社	日懸大神	九月二十六日	明治四年五月十四日	和歌山縣紀伊國和歌山市秋月
出雲大社	大國主命	五月十四日	同	島根縣出雲國簸川郡大社町杵築東
宇佐神社	譽田別尊、比賣神、大帶姬命	三月十八日	同	大分縣豐前國宇佐郡宇佐町南宇佐
霧島神社	天鏡石國鏡石天津日高彥火瓊杵尊	九月十九日	明治七年二月十五日	鹿兒島縣大隅國始良郡霧島村田口
伊弉諾神社	伊弉那岐命	四月二十二日	明治四年五月十四日、昭和二年四月二日、同中社ヨリ昇格	兵庫縣淡路國津名郡多賀村神宅
香椎宮	仲哀天皇、神功皇后	十月二十九日	同	福岡縣筑前國糟屋郡香椎村香椎
宮崎神社	神日本磐余彥尊	十月二十六日	明治八年八月十日、國幣中社ニ昇格、十八年四月二十二日、同中社ヨリ昇格	宮崎縣日向國宮崎市神宮町
檜原神社	神武天皇、媛蹈鞺五十鈴媛皇后	二月十一日	明治二十三年三月二十日創立並列格	奈良縣大和國高市郡歌劔町
平安神宮	桓武天皇、孝明天皇	四月十五日	明治二十七年六月二十九日創立並列格、昭和十三年五月一日、昭和十八年天皇一應增加仰出サレ	京都府山城國京都市左京區岡崎西天王町

附 錄

氣比神宮	伊弉沙別命、日本武命、帶中津彥命、息長帶姫命、譽田別命	九月四日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	福井縣越前國敦賀郡敦賀市
鹿兒島神宮	天津日高彥穗々出見命	八月十五日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	鹿兒島縣大隅國始良郡軍人町
鷗戸神宮	彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊	二月一日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	宮崎縣日向國南那珂郡鷗戸村宮浦
淺間神社	木花咲耶姫命	十一月四日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	靜岡縣駿河國富士宮市大宮櫻ヶ丘
建部神社	日本武命	四月十五日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	滋賀縣近江國栗太郡瀬田町神領
札幌神社	大國魂神、大己貴神、少彥名神	六月十五日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	北海道石狩國札幌郡圓山町
宗像神社	多紀理姫命、市杵島姫命、多岐都姫命	十一月十五日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	福岡縣筑前國田島村田島
吉野宮	後醍醐天皇	九月二十七日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	奈良縣大和國吉野郡吉野町
臺灣神社	大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王	十月二十八日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	臺灣臺北州臺北市大宮町
樺太神社	大國魂命、大己貴命、少彥名命	八月二十三日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	樺太廳厚岸市南豐原
月山神社	月讀命	七月十五日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	山形縣羽前國
多賀神社	伊弉那岐命、伊弉那美命	四月二十二日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	滋賀縣近江國犬上郡多賀村
阿蘇神社	健甞龍命	七月二十八日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	熊本縣肥後國阿蘇郡宮地町
宮崎宮	應神天皇	八月十五日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	福岡縣筑前國福岡市箱崎町

八坂神社	素戔鳴命、稻田比賣命、八柱御子神	六月十五日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	京都府山城國京都市東山區祇園町北側
日枝神社	大山咋命	六月十五日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	東京都武藏國麹町區永田町二丁目
竈山神社	彥五瀨命	九月十三日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	和歌山縣紀伊國和歌山市和田
熊野坐神社	家都御子神	四月十五日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	同 東牟婁郡本宮村
熊野速玉神社	熊野速玉神	十月十五日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	同 新宮市新宮上本町
諏訪神社	建御名方富命、八坂刀賣命	上社四月十五日 下社八月一日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	長野縣信濃國諏訪郡(上社) 中洲村、(下社)下諏訪町
明治神宮	明治天皇、昭憲皇太后	十一月三日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	東京都武藏國澁谷區代々木外輪町
丹生都比賣神社	丹生都比賣神	十月十六日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	和歌山縣紀伊國伊都郡天野村
朝鮮神宮	天照大神、明治天皇	十月十七日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	朝鮮京城畿道京城府南山
水無瀨神宮	後鳥羽天皇、土御門天皇、順德天皇	十二月七日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	大阪府攝津國三島郡島本村廣瀬
白峯神宮	崇德天皇、淳仁天皇	九月二十一日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	京都府山城國京都市上京區飛鳥井町
赤間神宮	安德天皇	十月七日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	山口縣長門國下關市阿彌陀寺町
近江神宮	天智天皇	四月二十日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	滋賀縣近江國
南洋神社	天照大神	十月十七日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	大津市南區寶町字佐山
關東神宮	天照大神、明治天皇	十月十七日	明治四十八年五月十四日同中社ヨリ昇格	南洋群島パラオ諸島コロル島アルミズ高地

神宮及官國幣社一覽

(扶餘神宮) 應神天皇、齊明天皇、天智天皇、神功皇后

昭和十四年六月十五日創立置列格仰出申ル

朝鮮忠清南道扶餘郡扶餘面

國幣大社

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
氣多神社	大己貴命	四月三日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格	石川縣能登國羽咋郡一ノ宮村一ノ宮寺家
大山祇神社	大山積神	四月二十二日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格	愛媛縣伊豫國越智郡宮浦村宮浦
高良神社	高良玉垂命	十月十三日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格	福岡縣筑後國三井郡御井町高良山
多度神社	多度神	五月五日	大正四年十一月十日縣社ヨリ昇格	三重縣伊勢國桑名郡多度村多度
熊野神社	神祖熊野大神補御氣野命	十月十四日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格	島根縣出雲國八束郡熊野村宮田
南宮神社	金山彦命	五月五日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格	岐阜縣美濃國不破郡宮代村

官幣中社

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
鎌倉宮	鎌良親王	八月二十日	明治六年六月九日	神奈川縣相模國鎌倉市二階堂

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
井伊谷宮	宗良親王	九月二十二日	同	靜岡縣遠江國引佐郡井伊谷村井伊谷
八代宮	懷良親王	八月三日	明治十三年八月三日創立並列格	熊本縣肥後國八代市松江城町
梅宮神社	酒解神、大若子神、小若子神、酒解子神	四月三日	明治四年五月十四日	京都府山城國京都市右京區梅津
貴船神社	閻羅神	六月一日	同	同 愛宕郡鞍馬村貴船
大原野神社	建御賀豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神	四月八日	同	同 乙訓郡大原野村大原野
吉田神社	建御賀豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神	四月十八日	同	同 京都市左京區吉田神樂岡町
北野神社	菅原道真朝臣	八月四日	同	同 京都市上京區馬喰町
金鑽神社	天照大神、素戔鳴尊	四月十五日	明治十八年四月二十二日縣社ヨリ昇格	埼玉縣武藏國兒玉郡青柳村二ノ宮
金崎宮	尊良親王、恒良親王	五月六日	明治二十三年九月六日創立並列格	福井縣越前國敦賀市景
太宰府神社	菅原道真朝臣	八月二十五日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格	福岡縣筑前國筑紫郡太宰府町太宰府
生田神社	稚日女神	四月十五日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格	兵庫縣攝津國神戸市神戸區下山手通一丁目
長田神社	事代主神	十月十八日	明治十八年四月二十二日縣社ヨリ昇格	同 神戸市林田區長田町三丁目
海神神社	底津綿津見命、中津綿津見命、上津綿津見命	十月十一日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格	同 播磨國神戸市須磨區西垂水
英彦山神社	忍骨命	九月二十八日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格	福岡縣豐前國田川郡彦山村英彦山
嚴島神社	市杵島姬命	六月十七日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格	廣島縣安藝國佐伯郡嚴島町

神宮及官國幣社一覽

社名	祭神	祭日	列格年月日	備 查 地
住吉神社	表筒男命荒魂、中筒男命荒魂、底筒男命荒魂	十二月十五日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格 明治十四年一月六日同中社ヨリ昇格	山口縣長門國下關市楠乃
吉備津神社	大吉備津彥命	十一月十八日	明治四年五月十四日國幣中社ニ昇格 大正三年一月四日同中社ヨリ昇格	岡山縣備中國吉備郡真金町
伊太祁曾神社	大屋毘古命	十月十五日	明治十八年四月二十二日國幣中社ニ昇格 大正七年九月二十一日同中社ヨリ昇格	和歌山縣紀伊國海草郡西山東村伊太祁曾
熊野那智神社	家津御子神、熊野速玉神、熊野夫須美神	七月十四日	大正十年七月十六日縣社ヨリ昇格	同 東牟婁郡那智町市野々
御上神社	天之御影命	五月十四日	大正十三年二月十一日縣社ヨリ昇格	滋賀縣近江國野洲郡三上村三上
臺南神社	能久親王	十月二十八日	大正十四年十月三十一日	臺灣臺南州臺南市南門町
坐摩神社	生井神、福井神、網長井神、波比祇神、阿須波神	四月二十二日	昭和十一年五月二十一日府社ヨリ昇格	大阪府攝津國大阪市東區渡邊町

國幣中社

社名	祭神	祭日	列格年月日	備 查 地
敢國神社	敢國津神	十二月五日	明治四年五月十四日	三重縣伊賀國阿山郡府中村一ノ宮
淺間神社	木花開耶比咩命	四月十五日	同	山梨縣甲斐國東八代郡一宮村一ノ宮
寒川神社	寒川比古命、寒川比女命	九月二十日	同	神奈川縣相模國高座郡寒川町宮山
鶴岡八幡宮	應神天皇	九月十五日	明治十五年九月十三日縣社ヨリ昇格	同 鎌倉市雪ノ下

社名	祭神	祭日	列格年月日	備 查 地
玉前神社	玉埼神	九月十三日	明治四年五月十四日	千葉縣上總國長生郡一宮町
貫前神社	經津主神	三月十五日	同	群馬縣上野國北甘樂郡一ノ宮町一ノ宮
二荒山神社	二荒山神	四月十七日	明治六年三月七日	栃木縣下野國上都賀郡日光町日光
二荒山神社	豐城入彥命	十月二十一日	明治十六年四月二十五日	同 宇都宮市馬場町
都々古別神社	都々古和氣神	九月十一日	明治六年三月七日	福島縣磐城國東白川郡榑倉町榑倉
伊佐須美神社	大毘古命、建沼河別命	九月十五日	明治六年六月十三日	同 岩代國大沼郡高田町
志波彥神社	志波彥神	三月二十九日	明治四年五月十四日	宮城縣陸前國宮城郡鹽釜市一森山
鹽竈神社	鹽竈神	七月十日	明治七年十二月五日	山形縣羽後國
大物忌神社	大物忌神	隔年五月八日 隔年五月三日	明治四年五月十四日	福井縣若狹國遠敷郡遠敷村(上)前(下)遠敷
若狹彥神社	若狹彥神、若狹比咩神	三月十日	同	富山縣越中國高岡市定塚町本丸
射水神社	二上神	四月二十三日	同	新潟縣越後國蒲原郡彌彦村彌彦
彌彦神社	天香山命	五月十四日	同	京都府丹波國南桑田郡千歲村千歲
出雲神社	大國主命、三穗津姬命	十月二十一日	同	同 丹後國與謝郡府中村大垣
籠神	天水分神	四月二十四日	同	兵庫縣但馬國出石郡神美村宮内
出石神社	八種神寶	十月二十日	同	

神宮及官國幣社一覽

宇倍神社	武内宿禰命	四月二十一日	明治四年五月十四日	鳥取縣因幡國岩美郡宇倍野村宮下
水若酢神社	水若酢命	五月三日	同	鳥根縣隱岐國磯地郡五箇村
中山神社	金山彦命	四月二十四日	同	岡山縣美作國吉田郡一宮村
安仁神社	安仁神	十月十一日	同	備前國邑久郡大宮村藤井
忌部神社	天日鷲命	十月十九日	同	德島縣阿波國德島市二軒屋町
大麻比古神社	大麻比古神	十一月一日	明治六年六月十三日	同 同 板野郡板東町板東
田村神社	田村神	十月八日	明治四年五月十四日	香川縣讚岐國香川郡一宮村一ノ宮
土佐神社	一言主神	八月二十五日	同	高知縣土佐國土佐郡一宮村一ノ宮
西寒多神社	西寒多神	四月十五日	同	大分縣豐後國大分郡東植田村寒田
田島神社	多紀理毘賣命、市杵島比賣命、多岐都比賣命	九月十六日	同	佐賀縣肥前國東松浦郡呼子町加部島
住吉神社	上筒之男命、中筒之男命、底筒之男命	十一月九日	同	長崎縣壹岐國壹岐郡那賀村住吉
海神社	豐玉姬命	八月五日	同	同 對馬國上縣郡峯村木坂
金刀比羅宮	大物主命、崇德天皇	十月十日	明治四年五月十四日 <small>同小社ニリ昇格</small>	香川縣讚岐國仲多郡那琴平町平山
大洗磯前神社	大己貴命	九月九日	明治十八年四月二十二日 <small>同小社ニリ昇格</small>	茨城縣常陸國東茨城郡磯濱町大洗
酒列磯前神社	少彥名命	十月十五日	同	同 同 那珂郡平磯町酒列磯崎

美保神社	事代主命	四月七日	同	鳥取縣出雲國八東郡美保關町美保關
新田神社	迦々杵命	九月十五日	明治十八年四月二十二日 <small>無格社ニリ昇格</small>	鹿兒島縣薩摩國薩摩郡川内市宮内町
都々古別神社	味鋌高彥根命	十一月一日	明治十八年四月二十二日 <small>同小社ニリ昇格</small>	福島縣磐城國東白川郡近津村八槻
函館八幡宮	品陀和氣命	八月十五日	明治十年五月二十八日 <small>同小社ニリ昇格</small>	北海道渡島國函館市谷地頭町
生島足島神社	生島神、足島神	九月十九日	明治三十二年七月七日 <small>同小社ニリ昇格</small>	長野縣信濃國小縣郡東鹽田村下之郷
伊和神社	大己貴神	十月十五日	明治十八年四月二十二日 <small>同小社ニリ昇格</small>	兵庫縣播磨國宍粟郡神戶村須行名
眞清田神社	火明命	四月二十二日	明治十八年四月二十二日 <small>同小社ニリ昇格</small>	愛知縣尾張國一宮市大宮町三宮
白山比咩神社	菊理媛神、伊弉諾尊、伊弉册尊	五月六日	明治四年五月十四日 <small>同小社ニリ昇格</small>	石川縣加賀國石川郡河内村三宮
玉祖神社	玉祖命、一座未詳	九月二十五日	明治四年五月十四日 <small>同小社ニリ昇格</small>	山口縣周防國佐波郡石田村大崎
諏訪神社	建御名方大神、八坂刀賣大神	十月八日	明治二十八年七月五日 <small>同小社ニリ昇格</small>	長崎縣肥前國長崎市上西山町
大縣神社	大縣神	十月十一日	大正七年十一月二十八日 <small>同小社ニリ昇格</small>	愛知縣尾張國丹羽郡樂田村宮山
速谷神社	速谷神	十月十二日	大正十三年十一月十九日 <small>同小社ニリ昇格</small>	廣島縣安藝國佐伯郡平良村
伊曾乃神社	伊曾乃神	十月十五日	昭和十五年十一月一日 <small>同小社ニリ昇格</small>	愛媛縣伊豫國西條市中野

神社及宮廟社一覽

官幣小社

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
大國魂神社	武藏大國魂神	五月五日	明治十八年四月二十二日 日縣社ヨリ昇格	東京都武藏國北多摩郡府中町六所口
波上宮	瀧玉男尊、伊弉册尊、事解男尊	五月十七日	明治二十三年一月二十日	神戶縣磯球郡那覇市若狭町一丁目
竊門神社	玉依姬命	十一月十五日	明治五年十一月廿二日 同九年九月二十五日 同廿五日 同廿八日 同廿九日 同三十日 同三十一日 同昇格	福岡縣筑前國筑紫郡大宰府市北谷
住吉神社	底筒男命、中筒男命、表筒男命	九月十三日	大正四年十一月十日 縣社ヨリ昇格	同 福岡市大字住吉
志賀海神社	底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神	九月九日	大正十五年一月四日 村社ヨリ昇格	同 糟屋郡志賀島村志賀島

國幣小社

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
砥鹿神社	大己貴神	五月四日	明治四年五月十四日	愛知縣三河國寶飯郡一宮村一宮
小國神社	小國神	四月十八日	明治六年六月十三日	靜岡縣遠江國周智郡一宮村五川
水無神社	水無神	九月二十五日	明治四年五月十四日	岐阜縣飛騨國大野郡宮村

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
駒形神社	駒形神	九月十九日	同	岩手縣陸中國府澤郡水澤町
岩木山神社	宇都志國玉命、多都比呂賣命、宇賀能賣命	八月一日	明治六年六月十三日	青森縣陸奥國中津輕郡岩木村百澤
出羽神社	伊弉波神	七月十五日	明治六年三月七日	山形縣羽前國東田川郡寺向村羽黒
湯殿山神社	大山祇命	七月十五日	明治七年八月三十一日	同 同東田川郡東村
古四王神社	武甕槌命、大彥命	五月七日	明治十五年四月二十九日 日縣社ヨリ昇格	秋田縣羽後國秋田市寺内見
度津神社	五十猛神	四月二十三日	明治四年五月十四日	新潟縣佐渡國佐渡郡羽茂村飯岡
大神山神社	大穴牟遲神	十月九日	同	鳥取縣伯耆國西伯郡大高村尾高
日御碕神社	素戔鳴命	七月七日	同	島根縣出雲國船川郡日御碕村日御碕
物部神社	宇麻志摩遲命	十月九日	同	同 石見國安濃郡川合村川合
沼名前神社	綿津見神	五月二日	同	廣島縣備後國沼隈郡新町後地
都農神社	大己貴命	十一月五日	同	宮崎縣日向國見湯郡都農町川北
枚聞神社	枚聞神	十月十五日	同	鹿兒島縣薩摩國指宿郡類桂村十町
神部神社	大己貴命	三月三日	同	靜岡縣駿河國靜岡市宮々崎町
淺間神社	木之花開耶姬命	三月三日	明治二十一年五月一日	同
大歲御祖神社	大歲御祖命	三月三日	明治二十一年五月一日	同

神宮寺官幣小社一覽

三三三

戶隱神社	菅生石部神社	須佐神社	藤崎八幡宮	忌宮神社	柞原八幡宮	高瀨神社	津島神社	箱根神社	秩父神社	伊豆山神社	劔神社	佐太神社	吉備津彦神社	吉備津神社
天手力雄命	菅生石部神	須佐之男命	應神天皇	仲哀天皇、神功皇后、應神天皇	仲哀天皇、應神天皇、神功皇后	高瀨神	建速須佐之男命	箱根神	八意思金命、知知夫彥命	伊豆山神	素戔鳴尊	佐太大神	大吉備津彥命	大吉備津彥命
八月十五日	二月十日	四月十八日	九月十五日	十二月十五日	三月十五日	九月十三日	六月十五日	八月一日	十二月三日	四月十五日	十月九日	九月二十五日	十月二十三日	十一月二十八日
明治二十三年一月二十七日縣社ヨリ昇格	明治二十九年三月十二日縣社ヨリ昇格	明治三十二年七月七日縣社ヨリ昇格	大正四年十一月十日縣社ヨリ昇格	大正五年十二月十二日縣社ヨリ昇格	同	大正十二年六月十六日縣社ヨリ昇格	大正十五年十月十日縣社ヨリ昇格	昭和三年十一月十日縣社ヨリ昇格	同	同	同	同	同	同
長野縣信濃國上水内郡戶隱村戸隱	石川縣加賀國江沼郡大聖寺町敷地	島根縣出雲國飯石郡東須佐村宮内	熊本縣肥後國熊本市井川淵町	山口縣長門國下關市長府町	大分縣豐後國大分市八幡村	富山縣越中國東礪波郡高瀨村	愛知縣尾張國海部郡津島町	神奈川縣相模國足柄下郡元箱根村	埼玉縣武藏國秩父郡秩父町	靜岡縣伊豆國熱海市伊豆山	關井縣越前國丹生郡織田村	島根縣出雲國八束郡佐太村	岡山縣備前國御津郡一宮村大字一宮	廣島縣備後國鹽品郡網引村大字宮内

京城神社	龍頭山神社	大邱神社	平壤神社	伊奈波神社	倭文神社	尾張太國靈神社	穗高神社	雄山神社	千栗八幡宮	光州神社	江原神社	新竹神社	臺中神社
天照大神、大己貴命、國魂大神、少彥名命	天照大神、國魂大神、大物主命、表筒男命、中筒男命、底筒男命	天照大神、國魂大神	天照大神、國魂大神	五十瓊敷入彥命	建葉槌命	尾張太國靈神	穗高神	雄山神	應神天皇、仲哀天皇、神功皇后	天照大神、國魂大神	天照大神、明治天皇、國魂大神、素戔鳴尊	大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王	大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王
十月十八日	十月十六日	十月十五日	十月二日	四月五日	五月一日	五月一日	九月二十七日	七月二十二日	九月十五日	十月十五日	十月十五日	十月二十八日	十月二十八日
昭和十一年八月一日	同	昭和十二年五月十五日	同	昭和十四年十一月一日縣社ヨリ昇格	昭和十四年十一月一日縣社ヨリ昇格	昭和十五年十一月一日縣社ヨリ昇格	同	同	昭和十五年十一月一日千栗八幡宮社ヨリ昇格	昭和十六年十月一日	昭和十六年十月一日	昭和十七年十一月二十日縣社ヨリ昇格	昭和十七年十一月二十日縣社ヨリ昇格
朝鮮京城道京城府倭城臺町	同 慶尙南道釜山府辨天町	同 慶尙北道大邱府邊城町	同 平安南道平壤府慶上里	岐阜縣美濃國岐阜市伊奈波通一丁目	鳥取縣伯耆國東伯郡舍人村	愛知縣尾張國中島郡稻澤町	長野縣信濃國南安曇郡穗高町	富山縣越中國中新川郡立山村	佐賀縣肥前國三養基郡北茂安村	朝鮮全羅南道光州府龜岡町	朝鮮江原道春川郡春川邑	臺灣新竹州新竹市客雅	臺灣臺中州臺中市新高町

別格官幣社

(祭日欄中印ヲ附シタルモノハ例祭ニ勅使派遣ノ社ナリ)

社名	祭神	祭日	列格年月日	所在地
談山神社	藤原鎌足朝臣	十一月十七日	明治七年十二月二十二日	奈良縣大和國磯城郡多武峯村多武峯
護王神社	和氣清廣朝臣、和氣廣盛	四月四日	同	京都府山城國京都市上京區櫻橋町
小御門神社	藤原師賢卿	四月二十九日	明治十五年六月十四日	千葉縣下總國香取郡小御門村名古屋
菊池神社	菊池武時、菊池武重、菊池武光	五月五日	明治十一年一月十日	熊本縣肥後國菊池郡隈府町隈府
湊川神社	楠正成朝臣	七月十二日	明治五年四月二十九日	兵庫縣攝津國神戶市湊東區冬間道
名和神社	名和長年	五月七日	明治十一年一月十日	鳥取縣伯耆國西伯郡名和村名和
阿部野神社	北畠親房、北畠顯家	一月二十四日	明治十五年一月二十四日	大阪府攝津國大阪市住吉區北畠西一丁目
藤島神社	源義貞	八月二十五日	明治九年十一月七日	福井縣越前國福井市岩尾町足羽山
結城神社	結城宗廣	五月一日	昭和十五年一月二十四日	三重縣伊勢國津市八幡町藤方
豐榮神社	贈正一位大江元就	十月一日	明治十五年十二月十五日	山口縣防府國山口市上野町令野山
建勳神社	平信長朝臣	七月一日	明治八年四月二十四日	京都府山城國京都市上京區禁野北給町
豐國神社	豐臣秀吉朝臣	九月十八日	明治六年八月十四日	同 京都市東山區大和大路正面茶屋町
東照宮	源家康朝臣	六月一日	明治六年六月九日	栃木縣下野國上都賀郡日光町日光

社名	祭神	祭日	列格年月日	所在地
常磐神社	贈正一位源光國、贈正一位源齊	五月十二日	明治十五年十二月十五日	茨城縣常陸國水戸市常磐町神崎
照國神社	贈正一位源齊彬	十月二十八日	同	鹿兒島縣薩摩國鹿兒島市山下町
靖國神社	明治維新前後殉國者	四月三十日 十月二十三日	明治十二年六月四日東京皇居靖國神社 ヲ靖國神社ト改メ同時ニ列格	東京都武藏國麹町區九段三丁目
靈山神社	源親房、源顯家、源顯信、源守親	四月二十二日	明治十八年四月二十二日	新潟縣岩代國伊達郡靈山村大石
梨木神社	贈正一位贈右大臣藤原實萬、三條實美	十月十日	明治十八年十月十日	京都府山城國京都市上京區染殿町
東照宮	贈正一位源家康	四月十七日	明治二十一年五月一日	靜岡縣駿河國靜岡市根古屋
四條畷神社	贈從二位楠正行	二月十二日	明治二十二年十二月十日	大阪府河內國北河內郡四條畷村南野
唐澤山神社	藤原秀郷	十月二十五日	明治二十三年十一月二日	栃木縣下野國安蘇郡田沼町栃木
上杉神社	上杉謙信	四月二十九日	明治三十五年四月二十日	山形縣羽前國米澤市南堀端町
尾山神社	前田利家	四月二十七日	同	石川縣加賀國金澤市西町
野田神社	毛利敬親	三月五日	大正四年十一月十日縣社ヨリ昇格	山口縣周防國山口市上宇野令野田
北島神社	北島顯龍	十月十三日	昭和三年十一月十日村社ヨリ昇格	三重縣伊勢國一志郡多氣村
佐嘉神社	鍋島直正	十月十二日	昭和八年九月二十八日	佐賀縣肥前國佐賀市松原町
山内神社	山内豐信	十一月十日	昭和九年四月二十日	高知縣土佐國高知市鷹匠町
福井神社	松平慶永	十月十日	昭和十八年九月二十日	福井縣越前國福井市御屋形町

一、神社参拜唱歌

全 國 神 職 會 制 定
昭和七年七月十三日文部省檢定済
師範學校、中學校、高等女學校音樂科
尋常小學校唱歌科教師用及兒童用教科書

一、この靜宮に鎮まりて
常磐堅磐に守ります

すめらみかどのみさかえを
神のみいつのたふとしや

二、おほみたからと名におへる
千代萬代にめぐみます

大和島根の國民を
みたまのふゆのかしこしや

三、この大前に額づきて
たゞひとすぢに祈るなる

君と民とにさちあれと
わが眞心をきこしめせ

神社参拜唱歌

全 國 神 職 會 制 定
東 京 音 樂 學 校 作 曲

♩ = 84

The musical score consists of six systems of music. Each system includes a vocal line with lyrics and a piano accompaniment. The lyrics are: 1. コノレフシヤニシマヘテ、2. ノホレオカニシマヘテ、3. コノレオカニシマヘテ。 The piano accompaniment features a steady rhythm with chords and melodic lines.

二、家庭祭祀の行作法

皇典講究所制定

神棚奉安の仕方

神棚は、なるべく朝夕の奉仕に不便でなく、而かも、清浄なる場所に設け、皇大神宮の大庭、氏神、その他、諸神社の神札等を奉齋するのを通例と致します。

神棚の大きさは、適宜に致し、其の前面には、注連繩を引き、左右に櫛を立て、燈具を備へます。又、神棚に奉安の御官形の正面に鏡を据え、左右に眞櫛を立てるなど、神棚の大小、御官形の様式等に從つてそれ々々、裝飾の例もあります。

御官形 神明造の様式にかたどつた神明形や、神社の社殿の前面にならつた片屋形や、又は、長方形の箱形の前面に、扉や高欄などを取附けた箱宮形などがあります。

注連繩 藁（又は眞藁）を左衽にし、紙垂の數に應じて、所々に藁の端を垂れるやうに作ります。（藁の端の垂れぬのがあります。）
通例、向つて右より懸け始め、本（綯始め）末あるものは、本を向つて右にして懸けます。

注連繩に附ける紙垂の作り方は、注連繩に應じて大小種々ありますが、一例を申せば、奏書、美濃紙、半紙等、一枚の紙を横二つに切り放ち、更に、縦四つに切り放ちたるものを一枚とし、之を縦四つに折り、折目通りに、紙の丈の三分の二を、上下交互に切り、それを二枚づゝ重ねて、向つて左の方より、順次に手前に折り、上の端を注連繩に挟み、又は、紙捻て結び附けるのてあります。附ける數は、二垂、四垂、八垂などを例と致します。

櫛

神前の左右に、適宜の大きさに、井桁形の枠を作り、それに立てます。また、枠の代りに、素焼製の花立等を用ひます。

又、眞櫛と申して、左右共に五色の絹を垂れ、更に、向つて右には、鏡及び玉を懸け、向つて左には、劍を懸ける例があります。五色の絹は、青、黄、赤、白、黒（又は紫）と、上位より、順次に垂れ、鏡は、裏に眞紅の紐を通して懸け、（或は大和錦の袋に納れて懸け）玉は、水晶、瑪瑙、硝子、木等にて作つた曲玉・管玉、切子玉などを、眞紅の紐で貫きて懸け、劍は、大和錦の袋に納れて懸けます。

籠

臺に立てるのであります。大きさは、神棚、または、御官形の大小によつて適宜に致します。

燈具 釣燈籠、燈臺、または、雪洞等を用ひます。何れも、左右に相對して備へます。

神饌及供進の仕方

神饌に用ふる品物は、洗米、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、野菜、菓、鹽、水、などでありますが、特に、飯、強飯、其の他、調理した物を御供へすることもあります。

以上の品々を揃へて御供へする事は、重い祭儀の場合でありまして、日常の御供には、洗米、（飯）、（酒）、鹽、水などを、用ひるのが通例であります。朔日、十五日、大祭祝日、其の他、家庭行事の場合などには、更に、魚、菜蔬等を添へるも宜しいのであります。なほ、お初穂と稱へて、隨時、何品に限らず、先づ以て、神前に御供へ致します。

神饌を御供へする時の用具は、酒は瓶子に、洗米、其の他の物は皿に盛り、水は水器に容れ、之を載せる臺には、折敷、又は、三方などを用ひます。

神饌を御供へする仕方は、先づ折敷、三方は、縁の綴ち目の無い方を、神前に向けて御供へするやうに致し、神饌の臺

数が、奇数の場合は、先づ中央、次に左方（向つて右方）、次に右方（向つて左方）と、順次に御供へ致し、偶数の場合は、先づ左方（向つて右方）、次に右方（向つて左方）に、順次に御供へ致すのであります。

神饌の品物の中で、魚鳥などのやうに、首尾あるものは、其の首の方を、上位（敬禮の作法中座席）の上下の項参照）に向けて御供へ致すのであります。撤下の品物は、鄭重に取扱ひ、苟にも、粗末にならぬやうに致したいこととあります。

神 拜 の 作 法

神 拜 の 心 得

神事に關はる場合は、心身を清淨にして、苟にも、弛緩の無いやう、心構ひが第一であります。心得として、二三の事柄を、次に記述する事に致します。

潔 齋 神事に關はるには、前日（又は當日早且）より沐浴して、衣服を改め、飲食、言語、行動を慎み、不淨汚穢に觸れないやうに心懸けることとあります。

手 水 手を洗ひ、口を漱ぐ（杓水をせず、水を手に受けて漱ぐ）ことを申すのであります。

修 敬 知らず識らずの間に、過ち犯した罪穢を、赦へ清める行事であります。赦を受ける時は、赦詞を申す間、また、大麻、鹽湯の行事中、上體を、稍々前方に屈めて、慎みの意を表します。

服忌の制規 服忌の制規による服装中の場合は、忌明までは、神事に關はる事を遠慮するのは、古來の重い慣例であります。忌中には、神棚、御宮形の御扉を閉ぢ、又は、其の上に、白紙を貼つて覆ふ事に致します。

敬 禮 の 作 法

敬禮には坐禮と立禮とがあり、又、時と所とに従つて、作法にも、自ら一樣にまゐらぬことがあります。

座席の上下 正中を上位とし、其の左（向つて右）を次とし、右（向つて左）を、更に其の次と致します。

會 衆 會衆で、腰を屈めることとあります。座を起つ時、座に着く時、列を離れたり、就いたりする時、尊前での進退などの時に行ひます。腰を屈める深淺の程度によつて、小揖、深揖の別があります。

座 揖 正坐して姿勢を整へ、上體を前方に屈めるのであります。小揖の場合は、両手の指先を、膝頭の兩側の邊で軽く座につけ深揖の場合は、両手を膝頭の前の邊で、左右相對して疊べ、掌を平に伏せさせます。

立 揖 直立して姿勢を整へ、腰を折つて、上體を前方に屈めるのであります。両手は、腿の聊か前方につけて、自然に垂れます。小揖と深揖との別は、腰を折る程度の違ひで申すのであります。

拜 姿勢を端正にして、上體を屈める、最も重い敬禮の作法であります。これに、坐拜と立拜との別があります。坐拜 正坐して姿勢を整へ、上體を屈め、背を平らに伏せるのであります。左右の手は、膝の前で、指先の相接する程に、座に伏せ揃へるやうに致します。

立 拜 直立して姿勢を整へ、腰を折つて、上體を前方に屈め、背を平らに伏せるのであります。左右の手は、指先の膝頭に達する程、自然に垂れるやうに致します。

拍 手 両手を胸の通りで、斜めに、上に向けて正しく合せ、肩の幅程左右に開いて、二度拍ち合すのであります。再拜拍手 二度拜の作法を行ひ、次に、手を二つ拍つのであります。

兩段再拜 先づ再拜を致し、次に拍手二つ、次に拜詞奏上等の所作あり、次に拍手二つ、次に再拜を致すのであります。

平 伏 坐禮の時、上體を伏せることとあります。其の伏せたる形は、坐拜の態と同じであります。拜詞奏上、受敷などの時に行ひます。

露 折 立禮の時、立ちたるまゝ、上體を前方に屈めることとあります。坐禮の時の平伏と、同じ場合に行ひます。

陸行 跪きたるまゝ進退すること、退く場合は膝退と申します。神前に近い所などで行ふ作法であります。(其の程度凡そ
三步)

逆行 神前に向つたまゝ、立禮で後すさりする作法であります。坐禮の場合には、膝退に續いて行ひます。(其の程度凡そ
三步)

起居進退の作法

起居進退には、左右上下の別があります。進むには下座の足より進み、退くには上座の足より退き、廻旋をするにも、
上座の方に廻るを通例と致します。神前の正中では、進むには左足より進み、退くには右足より退き、廻旋の場合に、神
前より自席に復るには、其の席の方に向つて廻るのであります。

神前での起居進退には、坐禮と立禮とによつて、行ふ作法にも、また違ふ所があります。

坐禮の場合は、先づ小揖して座を起ち、進んで神前に設けてある帙(敷物)の前に至り、立ち留まつて深揖をなし、次に、跪
いて膝をふけ 三步程進めて、其の中央に着座して深揖を致します。此の時、玉串の奉奠とか、拜詞の奏上とかの所作がありま
す。畢つて、深揖をなし、膝退を三步程して、帙を離れて立ち、再び深揖を致します。次に、逆行を三步程して、廻旋して自座に復
つて小揖をするのであります。帙は、略して設けない場合もありますが、作法は、右に準じて行ひます。

立禮の場合は、先づ小揖して自席を離れ、進んで神前の正中に立ち留まつて小揖をなし、次に、徐に三步程進み、再び立留まつて
深揖を致します。前記の坐禮の時のやうに所作があり、畢つて、深揖の後、三步程逆行して立留りて小揖をなし、次に、廻旋して自
席に復つて小揖をするのであります。

拜詞奏上の作法

拜詞を奏上するには、坐禮と立禮との場合があります。神前に進み、座に着き、再拜拍手を致し、次に、拜詞を懐中よ

り取出して、己の左側で開き、正面で之を押し合せて深揖をなし、次に、拜詞を左右に開いて、目通りに捧げて奏上致
し、終つて、再び、拜詞を正面で押し合せて深揖をなし、次に、前のやうに、左側で巻き納めて懐中し、次に、拍手再拜
を致して、神前を退くのであります。立禮の場合も、また、之に準ずるのであります。奏上の拜詞は、奉書等に認め適宜
に折り疊んで、豫め懐中してゐます。拜詞を用ひない場合は、再拜拍手の後、浅い平伏(立禮の場合は唇折)の姿勢で詞
を誦し、奏上終つて、深い平伏(立禮の場合は唇折)を致し、次に、體を起して拍手再拜を致します。

拜詞の例

掛けまくも畏き、何々大神の御前に、恐々恐々も白まく、大御代の御業を、常磐に堅磐に齋ひ奉り給ひ、家をも身をも、安く平か
に守り惠み給へと、恐々恐々も白す。

玉串奉奠の作法

玉串を奉奠するには、坐禮と立禮との場合があります。神前に進んで深揖を致し、跪いて膝を進めて着座し、再び深揖
をして、玉串の本を神前に向けて、案上に奉奠致します。奉奠の後、再拜拍手を致し、終つて深揖をなし退下するのであ
ります。立禮の場合は、玉串を捧げ持ちたるまゝ、神前に進み、深揖を致して玉串を案上に奉奠し、再拜拍手の後、深揖
をして退下するのであります。

玉串を捧げ持つには、表を上にし葉先を左に、本を右にし、右の手を伏せて本を上より執り、左の手を仰向けて裏より
支へ、凡そ、胸の通りに、左高に持つのであります。

玉串奉奠の時、二人以上、同時に拜禮を致す場合は(團體、學生、生徒等の時も、これに準じます)、中一人總代となつて、玉
串を奉奠して拜禮し、他の人々は、總代にならつて、共に再拜拍手を致します。列拜の時は、總代の座席の後に進み出るのを正

式と致しますが、多人数の場合とか、場所の狭い時などは、混雑を避けるため、各自、座席に在りながら、斜めに神前に向いて（左右側に在る場合）列拜することもあります。

〔附 記〕 神社参拜並祭典参列の心得

神社に詣で、正式に参拜を致さうとするには、相當の禮服を着用し、官位、勲等、功、爵等を記した名刺を、社務所に差出し、指定せられた位地に進んで、玉串を奉奠して拜禮を致します。（玉串奉奠の作法等参照）
祭典に参列の場合は、左記の事柄に留意するを肝要と致します。

相當の禮服を着用すること。

殿所に参濟の前に、先づ手水を行ふこと。

殿所に着いては、祝詞を申す間、及び、大廊又は鹽湯の行事など、祝を受ける間は、浅い平伏（立禮の時は馨折）を致すこと。

神殿の開扉、又は、閉扉（或は降神、昇神）の時は、警蹕の聲と共に、諸員一齊に、深い平伏（立禮の時は馨折）を致し、警蹕

の聲終らば、上位の者より、順次に起揚がること。

御幣物の通過の時は、捧持者が、己の前を、三步程通過する間、浅い平伏（立禮の時に馨折）を致すこと。

祝詞奏上の時は、祝詞の聲を聴くと同時に、諸員一齊に、深い平伏（立禮の時は馨折）を致し、奏上終らば上位の者より、順次に起揚がること。

神饌の獻撤、玉串の奉奠などの時は、特に、静肅を旨として、私語や中座など致さぬこと。



【書圖薦推省部文】 出版書承認う100041號

昭和十五年十一月二十日 初版發行
昭和十九年十二月二十五日 第七版印刷
昭和十九年十二月三十日 第七版發行 (10,000部)

神 社 讀 本
定 價 一 圓 八 十 錢
定 番 號 一 一 二 三 七 信

著 者 財團 大日本神祇會
法 人 東京都渋谷區若木町一丁目一番地
有 代 表 者 秋 岡 保 治
發 行 人 齋 藤 一 寛
東京都京橋區東區四七ノ一
印 刷 人 大 橋 芳 雄
東京都小石川區久堅町一〇八番地
印 刷 所 共同印刷株式會社
東京都小石川區久堅町一〇八番地
(東京二二二)

發行所

東京都京橋區銀座西七丁目一番地
日本電報通信社出版部
電話代表（銀座）四二二・五九二
振替口座東京一四四三番
會員番號三四〇〇二八

配給元

東京都神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給統制株式會社

貴族院
175

20.3.10



終

行發・社信通報電本日・京東